

第百八十六回国会

参議院厚生労働委員会会議録第八号

平成二十六年四月十日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

四月九日

辞任

武見 敬三君
松沢 成文君

補欠選任

二之湯武史君
薬師寺みちよ君

出席者は左のとおり。

委員長

石井みどり君

理事

高階恵美子君
古川 俊治君
三原じゅん子君

委員

津田弥太郎君
長沢 広明君

赤石 清美君
大家 敏志君
大沼みずほ君

木村 義雄君
島村 大君
滝沢 求君

二之湯武史君
羽生田 俊君
足立 信也君

相原久美子君
小西 洋之君
西村まさみ君

森本 真治君
浜田 昌良君
薬師寺みちよ君

山口 和之君
小池 晃君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

政府参考人

総務省行政評価局長

厚生労働大臣官房総括審議官

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

厚生労働省保険局長

東 徹君
福島みずほ君

田村 憲久君

佐藤 茂樹君
土屋 品子君

平口 洋君

高鳥 修一君

赤石 清美君

小林 仁君

渡会 修君

生田 正之君

原 徳壽君

佐藤 敏信君

中野 雅之君

半田 有通君

宮川 晃君

岡田 太造君

原 勝則君

木倉 敬之君

厚生労働省政策 唐澤 剛君
統括官

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査

(建設業への外国人労働者受入れとその雇用管理に関する件)

(外国人技能実習制度を介護分野に適用することの弊害に関する件)

(子宮頸がん予防ワクチン接種についての情報提供と説明の必要性に関する件)

(歯周疾患検診後の医療機関への受診を促す取組の必要性に関する件)

(介護職の職業性腰痛の現状とその予防対策の在り方に関する件)

(固定残業代制度の実態と法的規制を含めた対策の必要性に関する件)

(生活保護ホットラインによる生活保護不正受給対策の不当性に関する件)

(診療報酬改定による医療費削減の在り方に関する件)

(日本航空インターナショナルによる整理解雇と再建後の新規雇用の在り方に関する件)

○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井みどり君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、松沢成文君及び武見敬三君が委員を辞任

され、その補欠として薬師寺みちよ君及び二之湯武史君が選任されました。

○委員長(石井みどり君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働大臣官房総括審議官生田正之君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石井みどり君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○津田弥太郎君 おはようございます。民主党の津田弥太郎でございます。

本日は、技能実習制度の見直し問題、これ一本に絞って関係省庁に対して質問をさせていただきます。

皆様のお手元に今資料が配られていると思います。厚生労働省提出の二種類の資料、資料一と資料二、お配りをしております。技能実習制度の仕組み、そして技能実習制度の現状ということでお配りを申し上げております。これを見ながら皆様に御理解もいただきたいと思いますが、まずもって、この技能実習制度の目的は何なのか、そして、後ほど、新聞の記事が三枚目、四枚目にありますけれども、安倍政権の下で現在どのような技能実習制度の見直し論議が行われているのか、この二点について、法務省の平口政務官から端的にお答えをいただきたいと思います。

○大臣政務官(平口洋君) 技能実習制度の仕組み

は厚生労働大臣の公示で定められているところでございます。それによりまして、開発途上国等への技能等の移転による人づくりへの協力という、これを目的とする制度ということになっております。

発足以来、順次実行されているところなんですが、在り方につきまして様々な意見が寄せられているところでございまして、本年、本月です、四月の四日に開催されました経済財政諮問会議、産業競争力会議合同会議において、安倍総理の方から、技能実習制度の監理・運用体制を抜本的に強化、改善するなど必要な見直しを行うことの指示があったところでございます。

また、衆参の方の附帯決議もあるところでございまして、これらを踏まえて、現在、法務大臣、私どもの大臣の方の私的懇談会であります出入国管理政策懇談会、ここに分科会を設けまして、技能実習制度の見直しについて検討いただいているというところでございます。分科会の議論等を踏まえて、本年年末を目途に一定の方向性を出すことにしております。

なお、最近でございますが、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置についての議論がございまして、これも本月四日の関係閣僚会議で取りまとめられたところでございます。

これは、震災復興、この復興事業の一層の加速を図りながら、なおかつ二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて一時的に増大が見込まれる建設需要に的確に対応する人材の確保というものを目的とするものでございまして、技能実習を修了した外国人を対象に、原則として二年間、日本で建設業務に就労するという、こういうことを認める限定的措置でございます。したがって、国際貢献を目的といたしております技能実習の制度の見直しの検討とは全く別個の議論でございます。

以上でございます。
○津田弥太郎君 これ、別個じゃないんですよ。こじつけと言うんですよ、そういうのを。これ、

技能実習を今修了したとおっしゃった。修了したら本国にお帰りになるのがこの制度です。そして、お帰りになって、本国で日本で学んだ技術、技能を生かして国づくりをしていただくという、それが目的になっているわけでありまして、そのこじつけということでは問題が大きいだろうというふうに思います。

さて、この見直し論議が政府ではされているわけですが、今もおっしゃいましたように、最も注目されたのがこの建設業の問題であります。この資料二の右の上にあります、建設業はこの六十八職種の一つであります。おおむね一万五千人ぐらい、トータルで、三年間の中では、大ざっぱですけれども、いらっしゃるわけでございます。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えると人手が不足するというところで四月四日の緊急措置が取りまとめられたということで承知をしているわけですが、技能実習修了後に特定活動という在留資格で最長二年間、さらに技能実習を終えて本国に帰って本国の国づくりをする人に対してまた来いと、そして今度はそれも特定活動で最長三年間。これって、まさに本来の目的を逸脱して、言い方は悪いけど、また出稼ぎに來いと言っているようなものなんです。これ、まさに、事実上の技能実習制度の見直しになるわけなんです。

これ、現状でも、この技能実習制度については大変政府内でも問題点がたくさんあるというふうな指摘をされているんです。例えば、総務省では、昨年、行政評価・監視という形で技能実習制度等への指摘をいたしました。その内容、大変たくさんあるわけでございまして、その中で、今日は総務省渡会局長見えておられると思いますので、この技能実習制度に関し厚生労働省に行った勧告、これに絞ってその概要を御説明ください。

○政府参考人(渡会修君) 技能実習制度につきましては、技能実習生の適切な受入れ及び管理を推進する観点から調査を行いまして、その結果に基

づき、法務省及び厚生労働省に対して平成二十五年四月十九日に改善方策を勧告いたしました。特に、厚生労働省に対しては、技能実習制度推進事業の実施状況等について調査を実施いたしました。その主な内容は次の三点でございます。

まず一点目は、同制度における監理体制が形骸化している実態を踏まえ、その改善について勧告いたしました。具体的には、関係機関による情報共有の徹底、技能実習制度推進事業の巡回指導における基準の策定と指導の厳格化などでございます。

二点目は、技能実習制度推進事業の競争性の向上のため、委託契約の実施方法の改善について勧告いたしました。具体的には、総合評価落札方式の導入、仕様書の内容の明確化などへの取組でございます。

三点目は、技能実習生の技能修得状況の確認が低調であること等の現状を踏まえ、制度の運用状況の確かな把握、効果の検証の実施について勧告いたしました。

以上でございます。

○津田弥太郎君 もう細かいことは余り申し上げませんけれども、例えば、労働基準監督機関による是正勧告が二千二百五十二件あるわけです。これは平成二十三年。この一枚目の、皆様にお配りした資料の一枚目、資料一の左側の団体監理型というところに監理団体というのがあります。ここが重要な役割を果たさなければいけないことになってくるんですが、この監理団体が、文書指導した同じ平成二十三年に三百四十四件しかしていないんです。あとはみんな労働基準監督署がやっている。二千二百五十二件は基準監督署がやっている。つまり、今のこの技能実習制度の仕組みの中で、実は不正な問題がしっかりと把握されていないという、これが現状であります。

このことをしっかりと認識した上で大臣にお伺いをしたいわけでありまして、つまり、現状においても大変多くの課題がある。加えて、今回の建設分野における緊急措置、これは事実上の技能実習制度の見直しという形で行われるわけでありまして、これ大きな問題を生じさせるのではないかとこのように思っています。

大臣、建設業は、重層的な下請、孫請関係の下に業務処理が行われております。日雇労働者も多い。雇用管理も大変です。福島第一原発のあの問題、汚染処理の問題で、孫だ、ひ孫だ、やしゃごだ、もうえらいことになっている。その結果、労働災害の発生件数も極めて多い。直近の平成二十四年の確定値では、全産業の労災で死亡した数一千九十三人のうち、実に三三・六%、三分の一が建設業なんです。建設業で三分の一が死んでいる、労災で。十年間、ほぼこの三割というのはずっと続いているんです。建設業で三分の一死んでいる。

だから、厚生労働省はそのことを十分認識をされているんです。建設・港湾対策室という専門部署を設けている。私の仲間の機械金属なんというのは何も無い。建設だけはこうやってやっている。特別な部署を設けて、建設労働者の雇用の改善等に関する法律なんてまで作っている。こういう特別法を作って、特に建設業についてはしっかりとチェックをしていかなければならないということで、厚生労働省は相当重要な位置付けをやっていらっしゃるわけです。

三月二十六日の衆議院の厚生労働委員会、建設労働者の厚生年金や企業健保、健康保険の未加入率が四〇%に上がる、こういうことが国交省のサンプル調査の結果としても明らかになった。つまり、これって本当に様々な問題が集中している。

今回の緊急措置で、現行の技能実習制度における監理体制に加えて新たな特別の監理体制の創設を提案しているわけですが、これ、今現在でもこれだけ労働基準監督署が十倍近い指摘をしているわけですよ。こういう状況の中で、とてもとても問題が解決するとは思えません。

したがって、人手不足だからということをもって安易に即戦力で外国人に頼るといふのは、これ

は間違っている。安倍政権がそういうことをやるうとしていたとすれば、それはこそくです、こそくなやり方です。私は見過ごすことができない。大臣、いかがですか。

○国務大臣(田村憲久君) これは、四月四日に緊急措置として取りまとめられたところであり、趣旨は、今委員がおっしゃられましたとおり、東京オリンピック・パラリンピックに向かって、東京中心ではありますけれども、建設等々の需要が増える。もちろん、今現状、被災地の復興の方もやっておるわけでありますし、そのほかにもそれぞれ心配される災害に向かつての各地域での備えというものもあります。

そういうことで予想すると、建設業に従事される方々の数が足らなくなってくるであろうということで、この緊急の措置というものがまとめられたわけであります。これ、技能実習制度ではないというのはいま委員もおっしゃったとおりでありまして、この制度を模してといいますが、つくった、特定行為という、言うなれば法務省の中の一つの制度をこの技能実習制度という制度自体にうまく重ねて、こういうようなことを今般緊急措置として取りまとめたわけであります。

おっしゃられるとおり、その監理団体でありますとか受入れ企業等々、いろんな問題があるのも事実でございます。今も、これは建設業に限らずでありますけれども、技能実習制度においてはJITCOの皆様方に御協力をいただいたりなんかしながら、我々も問題があれば対応しておるわけでありまして。

今般に関しては、これは新しいスキームの中で、例えば五年間、不正行為でありますとか処分歴、こういうものがない、不正行為もしていないというようなことを、監理団体や受入れ企業の要件、限定をするというようにしておりますとか、あと、直接、国土交通省の言うなれば許可部局がこの受入れ企業に対して検査をする、そういうような形で検査監督をするというように形を取ったりありますとか、元請企業に対して受入

れ企業、これは下請になるわけでありましてけれども、そういう企業に対して管理状況を確認し指導していくでありますとか、また協議会をつくって、この協議会において受入れ状況でありますとか不正等々、いろんな問題に關してしっかりと見ていくていただきますとか、そういうような管理上のいろんな仕組みといいますが工夫は入れようというところで制度設計はしておるようでございます。

いずれにいたしましても、来られる外国人の方々の人権はしっかりと守らなさいいけないわけでありまして、あわせて、賃金等々もこれは日本人並みということでございまして、この基本というものはしっかりと落とさずに対応しながら今般のスキームをお考えをいただいておりますということでございます。これから国土交通省を中心にいろいろと進めていかれるということでございます。

○津田弥太郎君 駄目ですよ、そんな言い方。だって、この資料四の田村厚労大臣のコメントだと、ここは介護の問題で言っているけれども、質がどうなるか心配だと、こう言っているわけですよ。これ、建設業も同じことが言えるんですよ。まあ、後から介護の問題をやりますけれども、介護なんというのはふざけるなという話なんですよ。

佐藤副大臣にお聞きをいたしますが、この介護に関する技能実習の見直し問題、これ本当に重要な問題ですよ、大問題。資料を見ていたいただきたいんですけども、現在は技能実習制度の受入れ職種として認められていません。介護は。政府内で、安倍総理自らも外国人材の活用の仕組みの検討を求めたというふうに記事には出ているわけでありまして。

我が国でも、EPAに基づいて介護福祉士を目指す外国人を受け入れているわけですね。三月二十七日にはそうした方々の介護福祉士国家試験の結果も公表されたわけでありまして。そこで、これ

までのEPAに基づく介護福祉士の受入れ問題に關し、EPAですよ、副大臣、その評価と課題について御意見ください。

○副大臣(佐藤茂樹君) 津田委員の御質問にお答えいたします。EPA介護福祉士候補者は、そもそも看護とか介護分野の労働力不足への対応ではなくて、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定に基づきまして公的な枠組みで特例的に受け入れているものでございまして、ですから、対象者も相手国の看護学校卒業等、一定の要件を満たした方が対象となつておるわけでございまして。

そういうことから、日本政府としても、これまでも意欲と能力のある候補者が一人でも多く合格できるように様々な支援を行ってまいりました。例えば、訪日前後の日本語研修の充実とか学習支援とか、あるいは学習経費の補助等々を講じてきたところでございまして。

その結果、今年、津田委員の質問でも言われました三月末の国家試験では七十八人のEPAの候補が合格いたしました。合格率は三六・三%でございます。これは全体でございまして、特に、特徴といたしましては、初受験者ですね、この合格率が今年非常に高まった。インドネシアの方では五七・一%、フィリピン人は五〇・〇%と、前年度よりもそれぞれ一〇%以上合格率が上昇したという結果がございまして、今まで三年間で二百四十二人のEPA合格者が出ておりまして、これから、今年度からはベトナムの方も対象となるということを開始することになっております。

で、今後とも意欲と能力のあるそういう候補者が一人でも多く合格できるように、政府としても引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○津田弥太郎君 確かに、御指摘のように徐々に合格者が拡大していると。介護福祉士の質は、外国人労働者であつても質は一定程度確保していくという形で進められているわけです。総務省の行政評価だと、それでも日本語能力不

足問題というのはやはり課題であると、これ当然のことだと。これだけ、我が国に来る前に六月、我が国に来てから六月、トータルで一年間日本語研修をするわけですね、この方々は。それでも日本語能力の問題があると。さっきの建設業の場合はたつた二か月ですよ。非常に危険なわけで、当然、危ないとかいろいろな安全衛生に關わる日本語をちゃんと分かっているといないと大変事故が起きやすいわけですね。

そういう面でも様々な課題があるということは当然のことなわけで、ここでもちよと切り口を変えて平口政務官にお聞きをしたいと思います。治安問題という観点から技能実習制度とEPAの比較をしてみたいんです。

まず、平口政務官、平成二十二年から二十五年までの技能実習生の失踪者の数について、年ごとの数字をお教えください。

○大臣政務官(平口洋君) 研修生と技能実習生、これの失踪者数でございますけれども、平成二十二年は一千二百八十二人、平成二十三年は一千五百四十四人、平成二十四年は二千七十七人、平成二十五年は三千五百六十七人と、このようになっております。

○津田弥太郎君 もう年々倍増しているわけですね、失踪者数が。こういう状況にあるわけでございます。

そこで、平口政務官は、元々建設官僚あるいは秋田県警の本部長もやられていたということでございまして、治安対策については非常に關心があると、ですよ。平口政務官、お聞きしたいんですが、EPAで受け入れた外国人について、我が国の治安維持という観点で特段の問題が発生したことございますか。

○大臣政務官(平口洋君) お答えをいたします。EPAの方の制度によつて、看護師、介護福祉士の受入れは、インドネシアから平成二十年、フィリピンは二十一年、またベトナムは本年六月、これから開始をするという、こういうことになっております。それで、受入れ人数が、インド

ネシアは一千四十八人、フィリピンは八百二十一人ということで千人前後でございますが、これらの方々から、現在、出入国管理上、特段の問題が生じているような事象はございません。

○津田弥太郎君　そこで、平口政務官、介護分野が人手不足ということで、技能実習によつて外国人を受け入れようという動きについてどのようにお考えでしょうか。

○大臣政務官(平口洋君)　先ほど来お答えいたしておりましたが、技能実習の制度とEPAによつて受け入れる制度はちよつと違うわけでございまして、技能実習の方は、あくまで発展途上国、開発途上国の人づくりに寄与するということを目的としている制度でございます。

今後、介護分野で仮に技能実習を受け入れるかどうかと、こういうことになりました場合には、やはりあくまで開発途上国本国の方の発展に寄与するかどうかという点からの検討が必要でございまして、受入れの是非を含めていろいろな観点から検討を行つていかなければいけない問題である、このように認識をいたしております。

○津田弥太郎君　回りでいざをされておりますけれども、制度の趣旨に反するということをおっしゃつておられるんです。ですから、そういうことなんです。(発言する者あり) いや、そのとおりなんだよ。平口さん、そのとおりなんです。

大臣にお聞きしたいのは、介護分野というのは人と人との間のサービスです。高齢者の生きがいあるいは健康、命にも関わる分野なんです。言葉の問題というの重要な意味を持つわけですが、技能実習制度においては先ほど言いましたように僅か二か月、EPAでは丸々一年、それでもまだまだ足りないという総務省の指摘があるくらいなわけです。

近年、介護労働者の処遇改善という問題、与野党を通じて厚生労働分野の最重要課題の一つになつておられるわけです。先月の雇用保険法の改正の審議の際にも参考人として出席されました専門学校連合会の小林会長が、介護の養成校については

大きく定員割れをしており、その理由は介護現場で働く人の給料が安い、3K職場というイメージを持たれておられることが問題だというふうな発言をされておられるわけでありまして。だからこそ、中長期的なキャリア形成の対象分野として介護を念頭に置いた法改正を行つたんですよ、この間。

この朝日新聞の最後のところに書かれておりますけれども、イメージの悪化による日本人の若者の介護離れ、これ、外国人を大量に介護分野に入れるということは、逆に今度は日本人の若者は介護離れをするんじゃないかというような問題提起もされておられるわけでありまして。

当然、介護は公的保険制度でありますから、質の担保というのは政府に大変求められている。言葉の問題というのは大変大きな課題であります。万が一、大臣公示の追加により技能実習で介護を解禁したら、これ、大臣、歴史に名が残りますよ、悪い意味で。悪い意味でね。(発言する者あり) うるさい。おまえ、黙つてろ。

この技能実習の見直しで、介護を解禁するということは絶対ないという答弁でいかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君)　まず、特定活動に関しまして申し上げれば、これは建設業の場合でありますけれども、一度、技能実習、これを終えられた方でありまして、一定程度日本におられて、そういう意味では、その後帰られたというふうなことが前提でございまして、何といいますが、日本においての生活をされる中においてのいろんな習慣とかを身に付けられて、日本社会になじんでおられる、しかも、一定程度、日本の中において、建設業それぞれの分野において技能を持った方というところでございまして、そういう視点から今般提案された案件だというふうな認識をいたしております。

介護の場合は、介護に限らず、この技能実習制度というのは、元々単純作業ではないということ、さらには母国で技能を学ぶ、そういうようなことが不可能もしくは困難であるということ、更

に申し上げれば、元々母国でそのようなことをされておられて、日本で更に高い技能を学ばれて、そして帰られて母国でその技術を生かしていただく、こういうことが前提であり、しかも国内において公的な評価システムがなければこれはできないということでございます。このような観点。そして、介護の場合は今言われた日本語という大きなやはり要件があるということ、さらには介護といふものの質というものが、これもしっかりと我々は担保していかなきゃならぬということ、こういうことを併せて考えながら検討する必要があるんであらうと思ひます。

○津田弥太郎君　今、政府では、地域医療・介護法案で、要支援について従来のプロフェッショナルからボランティアへサービスの提供主体を変更しようという取組が今後国会で提案されようとしているわけでありまして、私はこの問題と今回のこの介護を技能実習で入れるというのは、これはもう全然ダンチの問題だと思つておられます。これはもう絶対やっちゃいけないことです。そのことをしっかりと申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(石井みどり君)　委員の方々に一言申し上げます。

質疑中は、委員におかれましては御静粛に願ひます。

○西村まさみ君　おはようございます。民主党の西村まさみでございます。

まず、いよいよこの四月一日から、新しい診療報酬の体系の中で始まりまして。今回の改定は、前回の質問のときにも申し上げましたが、消費税が上がる分、初再診の手当てをしていただいた以外、前回改定の僅か十分の一以下と、大変医療に従事している我々からすると厳しい環境の中でスタートしたわけです。しかしながら、国民の皆さんも、消費税が上がり、まだまだ景気が良くならなかつたという実感をしていない方々にとつてこれは医療費が上がるわけにはいかないということ、泣く泣くというか渋々というか、納得をいたしまして、四月一日から医療機関においては適切

な医療の提供というものを引き続き患者さんにしていただいております。

しかし、委員会でも指摘がありましたように、今回の訪問診療の関係で、同一建物、同一日での複数訪問診療の適正化、減算によつてこれは医師が来なくなるんじゃないかという心配が、高齢者施設、いわゆる有料の老人ホームとかサービス付き高齢者向けの住宅など集合住宅から上がりました。この三月三十一日には、厚生労働省として地方厚生局と都道府県に、こういった困難な症例が発生した場合の事例の報告を求めるといふ事務連絡をされておられます。

是非とも、改定率、この四月一日から上がったわけですから、今すぐどういふ困難な事例が出てくるかということとはなかなか把握できないでしょう。でも、やはり、もしその報告が上がつてきたときには一日も早い迅速な対応をして、国民、高齢者の皆さん、患者さんの健康の不利になるようなことだけは是非とも避けていただきたいということ、まず冒頭、大臣を始め厚生労働省の皆様にお願ひを申し上げます。よろしくお願ひします。

ここから本題なんです。四月二日、国連が二〇〇七年に制定しました世界自閉症の啓発デーでありました。我が国も、東京タワーを始め様々なところでブルーのライトというものをやつて、私も大臣とともに東京タワーの点灯式には出席をさせていただきます。

御承知のように、自閉症というのはいわゆる脳の機能障害であつて、非常に日常の生活を普通に送るということは困難かもしれません。しかし、あのときのパンフレットにもありました、決して自閉症の人たちは自分の殻に閉じこもつておられるわけではなく、気持ちを上手に伝えることとか他人の言葉の意図を理解することとちよつと苦手ではあるけれども、純粋で一生涯懸命であり、またそれ以上に、うまく才能を伸ばすことをしてあげると本当に優れた才能とか能力とか仕事や芸術などに発揮することができるということは、そのときの

大臣からのメッセージの中にも記されています。

そこでお尋ねしたいんですが、自閉症や発達障害の皆さん、教育や就業とか健康相談とか様々な人生のステージの中で、いわゆる制度の見直しとか政策の制度を推進していくことの必要性ということはもちろんなんですが、それ以上に、やはりまだ国民の皆さんに周知していないというところもあって、いじめの対象になったり、またグループホームなど施設とかの建設をしようとする近隣の住民の皆さんからの反対とか、様々な問題がたくさんあるんです。無配慮とか差別、自閉症、発達障害を始めとした、やはり理解というか問題を一つずつ解決していくということは、この四月二日という世界で決めた啓発デーだからこそ我が国日本も取り組んでいかなければならない課題だと思ふんですが、大臣にちよつとお尋ねしたいんです。

自閉症、発達障害の人たちへの相談、支援などの充実、そして社会への啓発、また教育の強化など、田村大臣がこれは十分必要だということを思っていることは認識しておりますが、改めてその思いについて、また何としてもこれらの自閉症、発達障害の皆さんが同じようにこの社会の中で暮らしていけるようになるためにはどういうことが必要かという大臣の御決意をお尋ね申し上げます。

○国務大臣(田村憲久君) 四月二日、世界自閉症啓発デー、御一緒にさせていただきます、東京タワー。全国で、札幌の時計台でありますとか、また横浜、それから神戸、それぞれマリントワー、ポートタワー、さらには大阪の通天閣でもブルーライトアップをしたわけでありまして、そういう意味では、そういうことを通じて、やっぱり自閉症を始めとする発達障害の皆様方、お会いしただけではなかなか普通には分からないわけでありまして、接している、ああ、何かちよつと違うなという誤解を招くわけでありまして、そこがやはりこれは一つの障害であるということを認識をいただきたいながら、しかし一方で、すばらしい個性、

そしてまた力をお持ちでありますから、そういうものをうまく伸ばしていただければ社会の中においても大変な御活躍をいただける、そんな力も持ちの方々でございしますので、そういうような理解をそれぞれ社会がしながら、それぞれ持てる力を最大限に生かしていただけたらいい、そんな環境をつくっていかなくやならぬと、このように思っております。

平成十六年には、発達障害者支援法という法律を超党派で作ったわけでありまして、その中においても、ライフステージに合わせたいろいろな支援をしていくということであるわけでありまして、今も都道府県では、教育と連携しながらでありまして、発達障害者支援センター等々、各市町村や福祉サービス等に連携しながらいろいろな支援もいたしておるわけでありまして、

あわせて、やはり早期に発見して早期から支援をしていくということが重要でございまして、専門家の方々に、それこそ学校でありますとか保育所等々を巡回していただいているような支援をしていただくわけでありまして、その頃から社会も含めていろいろな共通の理解というものを広げていく、こういうことが重要なんであらうなというふうに思っています。

いづれにいたしましても、これからも厚生労働省、発達障害者の皆様方、しっかりとその力を発揮いただけるような、そんな環境をつくるために努力してまいりたい、このように考えております。

○西村まさみ君 大臣、ありがとうございます。大臣のその啓発デーに寄せていただいたメッセージの中には、厚生労働省としては、当事者や御家族の皆様方をしっかりと聞きながら、発達障害のある人が一人一人の力を発揮でき、安心して暮らしていける社会の実現に向けて全力で取り組んでいきますというメッセージをいただいております。

是非とも、これは本心に、その子供たちがそれ

ぞれのライフステージの中で、どの状況においてもやはり健全な子供たちと同じように教育を受け、そして社会の中で暮らしていけるようにするためには、私たち周りの人間が意識を改革したり、この自閉症啓発デーを機会にこのことを教えたい、また皆さんに分かっていただくということが必要だと思ひますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、平成二十四年度の地域保健・健康増進事業報告の概況が公表されました。市町村が行う歯周疾患検診も実施市区町村数が九百八十一、検診の実施率は五六・四％と、まだまだとはいえないながらも、実に過去五年間の中では最高の実施率になりました。受診者は二十六万六千六百六名と伸びてきていて、これはもうまさに関係各位の皆様方に心からの感謝と敬意を表したいと思ひます。

この報告から、二十三年度ががん検診受診者の中で、精密検診が必要だと指摘されているにもかかわらず、二七％に当たる約三十六万人の方々が精密検査を受けていなかったり、また受けたかどうか確認していなかったという調査結果が先日のNHKニュースで報道されていまして、

生活習慣病を含め、自覚症状の出る前の早期治療が非常に重要で、さらに自覚症状のない段階で気づき、早期発見というものが、これをやっていくことが検診の一番重要なことだと思ひつています。しかし、残念ながら、症状がなくて日々の生活を行う上で差し障りがないということでの精密検査、指摘というものはなかなか、たとえばがん検診であつても恐怖心があつたり、まだ自覚がないからもうちよつと先でいいかと先送りされているんじゃないかという心配もこれは一方であるわけですね。日々の多忙を理由に先送りされているということも多分あるでしょうし、何とかここを改善していつて、早期発見、早期治療というものにならなければならぬと思ひます。

今回、歯周疾患検診についてちよつとお尋ねしたいんですが、歯周疾患検診で受診を必要とされ

た方々の実際の歯科医院での、専門機関での受診状況はどうなっているかということ。そして二点目は、検診結果に基づいて精密検査医療機関の受診を促す、つなげる取組はどのように今現在、厚生労働省としてはやられているのか。またもう一点、もしそれが完全じゃないということを理解しているらしやるのであるとするならば、改善策はどのようなしていくというふうな考えていらつしやるのか。この三つについて厚生労働省にお尋ね申し上げたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤敏信君) お答えをいたします。御指摘の歯周疾患検診でございますけれども、健康増進事業ということで市町村が実施主体となつております。実施の状況につきましては、もう議員の方からお話がありましたので詳しくは申し上げませんが、約五割の市町村で実施をされまして、総数は約二十六万六千人、そしてそのうち約八割が要精検ということでございます。しかしながら、この要精検と判定された方が実際に歯科医療機関を受診していらつしやるかどうかということについては、実態が把握できていない状況にございます。

それから、そうした中で、今議員からはがん検診の要精検に係るお話もございました。歯周疾患もそうですし、がん検診もそうですけれども、要精検とされた方については、実施要綱上、医療機関において精密検査を受診するよう指導しているところで、がんは何か要精検者が一体どのくらい受診をしたのかというところまではできていませんが、歯とかあるいは骨粗鬆症のようなものについては、実は医療機関を実際に受診しているかどうか分からない状況にあります。

がんを例に取りますと、どうしても受診率の向上という、最初の受診率の向上にのみ力点が置かれてしまつて、要精密で受診したのかどうか、そして最終的には、がん、歯の場合ですと歯周疾患、重大な歯周疾患が発見されたのかどうかという結果のところはどうしても希薄になりがちだと

いうことは私も自覚をしております。今後疾病の性質とか特徴とかも踏まえながら、最終的には疾患をきちつと把握をして、それを治療に結び付けていくということが重要だということを肝に銘じて、来年度の予算や今後の健康増進の取組の中で生かしていきたいと考えております。

○西村まさみ君 今、受診率に力点を置いてとおっしゃいましたが、まさにそうなんです。大変立派な報告書なんです。受診に関するところで、その後どうしたのか、そこに来ていない皆さんたちにはどうしているかということとはほぼ書かれていないので、今自覚をしておつしやいましたので、何としてもこれ、受診するだけでは全く、検診を受けるだけでは何の意味もなく、そこで要精密検査、必要だというふうに出たのであるならば、やはりきつちりとその後フォローまでしていくことをして初めて国民の健康を守るということにつながるんだと思いますし。

歯科の話と言うと、毎回で恐縮でございますが、歯周疾患というものが重症化すれば歯を失う原因の一番であります。歯を失うことによって人間は口から食えることができなくなり、そこから始まって様々な全身疾患につながっていくということは十分にこれはもう出てきているわけですから、何としても、がん検診の重要なことは誰もが分かる、でも、骨粗鬆症にしても歯周疾患にしても、是非とも、検診をして受診率を上げることだけを目標、力点に置くのではなく、その後のフォローをしつかりとやっていただくということでよろしいですか。

○政府参考人(佐藤敏信君) 議員の御指摘にもありますように、個々の疾病の性質や特徴を十分踏まえながら、今後の取組を充実させていきたいと考えております。

○西村まさみ君 是非よろしく願います。それでは続きまして、また、今がんの話が出ましたので、前回ちよつと言いつ放しになりましたところと、時間がないので答弁を簡潔になんてお願いましたので、ちよつと改めてお尋ねしたい

んですが、子宮頸がん予防ワクチンについて。

あのときも言いました。昨年四月からやつと定期接種化して、受診勧奨を多くの自治体、また医療機関でしました。ところが、副反応報告等を受けて、六月には積極的な受診勧奨を中止して、現在に至っている。あのとき、私も質問の中で、予防接種、これは非常に重要なことだということは言いました。そして、それと同時に、受診を勧める、予防接種を受けることを推奨している年齢が小学校六年生から高校生の女性、女子、少女です。あの子どもたちに対しての教育と、そして今後の検診と、これは三つを一緒にして初めて成り立つんだと、そういうこともお話をいたしました。

あのときの厚生労働省のお答えでは、様々、今受診勧奨をもう一度積極的にするかしらないか論点整理が始まっているところで、もう行っているところだということ、そして副反応検討部会の中でおおむねの意見の一致は見られているところであるということ、そしてこれからも積極的な接種勧奨の再開についても検討していくことになるんだらうというお答えでしたが、教育について、教育が必要だと私は申し上げました。

教育についてのお答えがなかったもので、まず最初に、これは何度も言います、予防接種と検診と教育、しかも予防接種をする年齢の子供たちに対しての教育が一番必要だと思っております。その点について、厚生労働省、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(佐藤敏信君) HPVワクチンの接種に係る教育のお話でございます。

実際のところ、このワクチンというのは小学校六年生ぐらい、思春期で、十分科学的なことも理解できるような年齢に差しかかっているんだらうというふうに思います。そうした中で、副反応検討部会の中でも、このワクチンの副反応問題を取り扱う過程で教育の重要性というのは指摘をされております。具体的には、例えばHPVというウイルスはどういうものなのか、これにワクチンを

接種するというのはどういうことなのか、もしワクチンを接種しなければどういう状態になるのか、ワクチン以外にこれを防ぐ方法はないのか、あるいはがん検診みたいなものはどういうふうにあるのか、そして最終的にはがんはどうやって防ぐのか、がんまでどう発育といいますか成長していくのかみたいなことも含めて、きちつとやっぱり説明をする必要があるらうということは言われました。

それから、ワクチンの接種そのものに関して言うならば、これまでのワクチンが専ら皮下注射だったのに比べまして、これは筋肉注射、筋注でございますので、痛みが強いということも訴えも相当聞いておりますし、その痛みが強いために、ちよつと、失神という言葉を使われていますけれども、倒れてしまった、倒れて頭を打ったというように聞こえておりますので、通常のワクチンより痛いんだ、痛いということになると、接種をされる方だけじゃなくて接種のお医者さんの側の注意も必要になってきますから、そうしたところ、接種に直結しての注意事項等々も必要だろうということ、改めてやつぱり広い意味での注意喚起、啓発が重要だという御指摘はいただいております。今副反応の議論をしておりますが、それと並行してそういった注意喚起、教育の話も充実していく方向だろうと思っております。

○西村まさみ君 今お話しいただいた中で、今回の報告書案には、二月二十六日に専門家の先生から、痛みがこれまでの予防接種の痛みのイメージとは懸け離れているということであるとか、接種部位に大変強い痛みが生じやすいことを接種者に十分説明することが求められるというんですが、局長は今、いろんな意味で理解をできるように年齢に差しかかっていると言いましたが、果たして六年生や中学一年生の女の子に、例えば子宮頸がんワクチンがどういうことで、どういうふうにして起こるのか、そのために予防注射が必要だけれども、これは物すごく痛いんですよ、それでもあなたは受けますかと言われたときに、六年生の女

の子が、はい、それでも受けますと言うことはなかなか難しいと思うんですね。

だから、痛みに対することというのは教えることは十分必要だとは思いますが、何かその以前に、予防接種を受けるその場で説明を受けるのではなくて、その前の教育というところで、注射は痛い、これは誰もが多分同じ認識だと思うんです。ただ、その感じ方は、一番敏感な年齢のときに受けるからこそ、心理的なものとか、ショックで倒れたり頭をぶついたりということがあるんだらうから、やはり教育というものが先にあって、その後やつぱり予防接種を受けること、そしてその後検診をきちつと受けていくということをもう一度やつぱり徹底していかなきやいけないと思っております。

それから、昨年の四月からが定期接種、それまでももちろん受けていた方がいますが、この予防接種というのは三回の接種が必要です。二種類の薬の中で、例えば一回目や二回、一か月目に二回目、六か月後に三回目とするときに、昨年四月から定期接種化して、もう六月に積極的な勧奨を一旦中断しているわけですから、一回目しか受けていない子、また、二回目を受けたところで三回目を六か月以上たっているけれども受けていない接種者というものがやはり私はいると思うんですが、三回の予防接種をしないですら途中で中断したときにこのワクチンの効果は一体どうなのかということ、これが一点。

それからもう一点は、接種後中断した、一回しかしていない、二回しかしていない、そういう中断した人の数をきちつと把握しているのか。また、当然受けないからには受けない理由があるわけですから、それに対する相談や説明というものをきちつとしているのかということ。

これについてちよつとお尋ねをしたいと思っております。

○政府参考人(佐藤敏信君) 御存じのように、ワクチンの数あるいは種類と言ってもいいかもしれませんが、大変増えてきておりまして、そ

れも一期とか二期とか、一回目とか二回目とか、そういうふうになりますので、お母様方あるいは御本人様も時々忘れたり、どうしてもそのときに風邪を引いたり等して時間が空いてしまうことがあります。

そういうこともありまして、HPVワクチンも含めまして、ワクチンおむね四種類くらいについて厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会で御審議をいただいております。昨年の十一月から十二月にかけて、少し科学的なデータも出していただきながら御議論をいただいております。

結論を先に申しますと、薬事法に基づく添付文書に書かれている通常の接種の間隔よりも長い間隔で接種したとしても、ワクチンの有効性には影響はないという結論が得られております。したがって、この場合のHPVワクチンの接種ですけれども、仮に、こういう副反応の報道があったこととか、あるいはたまたま体調が悪いとか、いろんなことで中断されている方についても、残りの回数を接種をしていただければワクチンの効果は得られるものというふうに言えると思います。

それから、次の御質問が、中断している人が仮にいるとしたときに、接種回数ごとの接種者、とりわけ中断している人がどのくらいいるか把握をしているかという御質問だったと思います。

厚生労働省では、このHPVワクチンの接種回数ごとの接種者について定期的に市町村から情報収集をしておりますので、その情報を基に一定の仮定を置いて計算すると、接種を中断した者の数についてもおおよその推計をすることは可能であると思います。

ただし、実は、個人に着目をして、例えばAさんという方が一回目を受けて、そのAさんが二回目について受けたかとか三回目はいくつ受けたかとかいう記録を取る形にはなっていないで、マスでデータを取る形になっていますので細かく取ることがなかなか難しいというございまして、マスのデータを集計をしてそれを基に予測をするということになっております。昨年度の統計の集計にもう

ちよつとだけ時間を要するので、いましばらくお待ちをいただければと思います。

以上でございませう。

○西村まさみ君 おっしゃるとおりだと思ふんですね。

それは、誰さんが、何さんがどこで何回やつてどこで中断しているか、それを把握しろということとは難しいと思ふんですが、大体、予防接種というのは多分同じ医療機関、三回打たなければならぬものであれば同じ医療機関で受けるということをすると思ふんです。でしたら、医療機関宛てに、途中で中断している患者さんがいるならばというふうな、なぜ中断しているのか、心配なことがあったら相談をしてくださいとか、そういう窓口は必要だと思ふんですが、子宮頸がんワクチンについて副反応がこれだけテレビや様々な報道で出ている中で、相談の窓口はありますか。

○政府参考人(佐藤敏信君) HPVワクチンの接種の中断あるいは副反応をめぐるお話等々につきましても、厚生労働省のホームページなどにおいて少し丁寧に説明をするQ&Aのような形で御説明をするような形にしておりますし、また今後は、今先生お話にありましたように、接種医、これは産婦人科医であったり、小児科医であったり、内科医であったり、様々でございませうけれども、関係の接種を担当してくださる先生、そしてその団体のようなところにも引き続きその御協力やお願ひのような形で対応してまいりたいと考えます。

○西村まさみ君 是非、一回、二回受けた少女たちがもう残りの回数をきちっと受けるということの必要性と、今、副反応で苦しんでいる皆さんたちに対する説明と、やはり相談の窓口というものはしっかりとつくっていただきたいと思ひます。

何度も言うんですが、まさに私が中学一年を迎えた娘の母親です。まだ迷っています。しなきゃいけないことは十分に分かっています。医療に係る人間としては、予防接種の効果というものが

も十分に分かっています。ただ、やはりこれが一つは医療関係者から一人の母親として考えたときに、あの症状で苦しむ若い女の子たちの姿を見たときに、私以上に迷っている母親をして子供たち、いっぱいいると思うので、是非、安全性が確たるものとしてしっかりとあるのであれば早くそれを証明し、またそうでないとするならば、どういったところに問題点があるのかということも含めた相談の窓口や意見を聞くという窓口を是非おつくりいただくことをお願いを申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひします。

前回、もう一点積み残しというのか、質問の途中で終わってしまったことで、歯科の口腔保健推進室についてお尋ねをしたいと思います。

もう何度も言っていますね。皆さんも十分御理解いただけていますし、前回の委員会では歯科健診の重要性というものが皆さんの口から出ましたので御理解いただけたと思うんですが、何と

いったって国民の食と健康寿命の延伸に関わるためにあの歯科口腔保健法ができたわけです。そして、それを充実をさせて発展させていくためには、歯科口腔保健法と同時に設置された推進室の役割が十分に必要と。

前回のときに、今まで推進室ではどういった会議をしてどういった議論をしていったのか教えてほしいと言ったところ、残念ながら手元に資料がありませんので、その点については御容赦くださいと言われましたので、そのときは御容赦をいたしますが、今回、質問通告をしつかりとしておりますので、今、歯科口腔保健推進室ができてから本日に至るまで、どういった議論をどのくらいの回数でして、何を目的としているのかをお知らせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(原徳壽君) お答えいたします。平成二十三年八月に医政局の中に歯科口腔保健推進室を設置をしたところでございます。この部屋では、私どもの歯科保健課の職員を始め関係の障害保健福祉部でありますとか、あるいは母子保健

課、あるいはそのほか老人保健課も含めて、あと労働衛生課も含めて、歯に関わるところの部局の職員を兼務という形で併任を掛けて推進室を形成しているところでございます。

その中でまずやった仕事と申しますのは、この口腔保健法の中でまず掲げられております歯科口腔保健の推進に関する基本的な事項を定めるということでございます。これにつきましましては、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発等の施策、それから総合的な実施のための方針、目標、計画を定めるということになっておりまして、その中には当然ながらライフステージに応じた、乳幼児期からあるいは学童期、成人期それから高齢者に至るまで、さらには障害者の歯科問題、これらも含めた形で目標を策定していくことにしたわけでございませう。これが約一年掛かりましたが、平成二十四年七月にできたわけであります。

こういう過程の中で、実はこの推進室そのものが、じゃ定期的に全体としてみんなが集まっていたかというところ、残念ながらちよつと記録には残っておりません。ただ、それぞれの施策の場面場面では、それぞれの関係部局の人と一緒に会議を頻繁に実施したというふう聞いております。

また、この組織、定員につきましても、推進室、先ほど言いましたように、私どもの中にある意味では兼務の形でつくっていったわけでありませうけれども、極めて定数、組織、定員、非常に厳しい中ではありますけれども、平成二十五年の十月から、歯科口腔保健の推進を図るために、歯科口腔保健専門官一名を確保したところでございませう。

今後とも、必要な場面に応じて、この必要な組織、定員の要求などを含めまして、この歯科口腔保健に関する施策を推進していきたいと考えております。

○西村まさみ君 ありがとうございます。推進室で記録にないということは、やつていないというふうに申し上げるつもりはないんですが、やはりあの法律の中にはしっかりとPDCA

したいと思っています。

〔委員長退席、理事古川俊治君着席〕

資料一を見ていただきたいんですけども、ちよつと古い資料なんです。いい資料が見付からず二〇〇四年の資料を出しましたけれども、通院している患者さんの病名、腰痛なんですけれども、第一位が高血圧、第二位が腰痛症、第三、糖尿病、虫歯。女性、第一位が高血圧症、第二位が腰痛症、第三位が虫歯というふうになっています。腰痛症の場合、慢性疼痛になるとまたちよつと雰囲気が大きく変わってきますので、このことについては改めて別な機会に話させていただきたいと思いますが、ここでは腰痛症は重要な疾患であるということを確認していただきたいと思います。

そこで質問いたしますが、我が国の業務上疾病の主なもの、その中で腰痛、いわゆる職業性腰痛の占める割合はどれぐらいでしょうか。

○政府参考人半田有通君 ただいまの御質問にお答えするに先立ちまして、一点おわびを申し上げます。

本日配付されてございます山口議員提出資料のうち資料五、「主な業種における労働災害（休業四日以上死傷災害のうち腰痛に限る）の年千人率」についてというのがございますが、これは私どもが山口議員からの資料要求にお応えして提出したものでございますが、この中に四か所間違いがございました。誠に申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

訂正箇所は、資料五の平成二十四年、卸売・小売業の腰痛災害の人数ということになってございますが、ここが千六百八人となっておりますが、正しくは八百三十四人、平成二十四年の卸・小売業の腰痛災害の年千人率が〇・一二となっておりますが、正しくは〇・〇九となります。同じく、平成二十四年の社会福祉施設の腰痛災害の人数が千二百七十七人となっておりますが、正しくは九百五十七人、平成二十四年の社会福祉施設の腰痛災害の年千人率が〇・三八となっております。

また、業種別の業務上疾病発生状況を見ますと、社会福祉施設を含む保健衛生業でございまして、ここでも千六百五十四人で、全業種の約二一％と最も多くを占めてございまして、そのうち職業性腰痛の発生件数は千三百九件、約七九％と最も多くなっているという状況でございます。

○山口和之君 質問が毎回毎回なものですから自転車操業に近いところがあって、資料提出をすぐお願いいたしますところがある状況があったので、ちよつと弁護させていただきますとヒューマンエラーがあったということだと思えます。でも、気付いていただいただけでもよかったなと思つて、オープンになる前に気付いていた、良かったですか。

ますが、正しくは〇・二九でございします。

ただいま申し上げましたように、資料要求をいただきましたので、部内で集計する際に集計作業に誤りがあつたものでございします。誤つた数字を資料として提出するようなことになってしまひました。今後このようなことのないように正確な集計作業に努めてまいります。重ねておわびを申し上げます。お許しを願う次第でございします。本日に申し訳ございませんでした。

以上の訂正を申し上げた上で、先ほどの山口委員の御質問にお答えを申し上げます。

業務上疾病の発生状況の概要でございしますが、平成二十四年の休業四日以上業務上疾病発生状況は、全体で七千七百四十三件でございします。そのうち職業性腰痛が四千八百三十二件で、約六二％と最も多く占めてございします。このほかに、熱中症等の温度や気圧などの物理的原因による疾病が六百八十四件で約九％、それからじん肺及びじん肺合併症が三百六十一件で約五％となっております。

また、業種別の業務上疾病発生状況を見ますと、社会福祉施設を含む保健衛生業でございまして、ここでも千六百五十四件で、全業種の約二一％と最も多くを占めてございまして、そのうち職業性腰痛の発生件数は千三百九件、約七九％と最も多くなっているという状況でございます。

○山口和之君 質問が毎回毎回なものですから自転車操業に近いところがある状況があったので、ちよつと弁護させていただきますとヒューマンエラーがあったということだと思えます。でも、気付いていただいただけでもよかったなと思つて、オープンになる前に気付いていた、良かったですか。

もう圧倒的に腰痛が、四日以上休む方が多いわけですね。もうこれは、ここについてどれだけ力を入れるかということが今後大事になってくるんだと思ひますけれども、それを踏まえた上で、職業性腰痛の医療費はどれぐらいなのか、教えてい

ただきたいと思っています。

○政府参考人（半田有通君） 仕事の原因で腰痛になつたとの労災請求につきましては、業務と腰痛との間に相当因果関係が認められるときには業務上の疾病として労災認定を行い、この療養に掛かる費用などにつきましてには労災保険から給付を行っているところでございします。

ただいま御質問ございましたが、腰痛を含めた業務上の疾病別の療養費につきましては、誠に申し訳ございませんが、システム上把握できないということでございます。今後とも適切な、適正かつ迅速な労災補償に努めてまいりますということでご御了解をいただければと存じます。

○山口和之君 調べてあるのは四日以上休んだ方であつて、実際それ以外で腰痛を抱えている方、あるいは病院や診療所からなくても腰痛になつている方、あるいはそれ以外の代替医療にかつている方々、たくさん、もつとすごい数いる可能性があります。

〔理事古川俊治君退席、委員長着席〕

医療機関にかかつている人でどれぐらいかという計算をしている方がいらつして、それは順天堂大学の伊藤弘明先生が出した数字は、職業性腰痛で二〇一一年で八百二十一億円と言われております。これは、診療所にかつた、あるいは病院にかつた方で計算されているんだとは思ひますけれども、それ以外でも相当数いるものだろうというふうな推測いたします。

また、我が国の職業性腰痛による経済的な損失はどれぐらいあるものかということもちよつとお伺ひしたい。

○政府参考人（半田有通君） 職業性腰痛が発生することによりどれぐらいの経済損失が発生するのかということにつきましては、経済損失の定義自体がなかなか難しいところもございまして、具体的に検証、参照できるデータなども足りないので、お示しするのが困難なところがございします。しかしながら、平成二十四年に職業性腰痛により四日以上休業された労働者数が四千八百三十二

人ということを踏まえ、厚生労働省としても腰痛予防対策が重要な課題と認識してございまして、その対策にはしっかり取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○山口和之君 どの数字が正しいかちょっと分からないんですけれども、欧米で数字を出してきているのがインターネットの中でありますけれども、相当な数字だというふうに出てくるんですね。これから労働人口がどんどん減っていくというふうな考えていくと、あなた、腰が痛いから辞めてくださいなという社会はもう成り立たないですよ、まずそういうことはあつちやいけないんですけれども。今までは腰を痛めて仕事を離脱するというのはどちらかといえば本人の責任に近いところがあつて、辞めざるを得ないような環境があつたりしていますけれども、これはもう、まずこのこと自体が話にならないんですけれども。

データ、資料の三を見ていただきますと、腰痛というふうに限定はしておりませんけれども、これは中災防といつて中央労働災害防止協会の方で出している、ネットを出しているものなんです、MSDsというのがあるんですけれども、これは骨格筋系の障害でありまして、その、欧州でいくと約四千万人おると、仕事の原因となる欠勤の原因の中で最も多くを占めています。その中で、GDPの二%に達すると、ちょっとすごいなとは思ふんですけれども、これは本当かどうか、中災防で出しているの、ある程度信用しているのかもしれないけれども。

資料四を見ていただいて、資料四の国際安全衛生センターの方で見ますと、骨格筋系の障害に関わる医療費とリハビリ費用というところで各国の数字が出ていますが、その下の国民総生産、GNPに占めるこの障害の費用についてですけれども、大体イギリスでは〇・七九から〇・八二に相当する、GNPの、相当すると言われています。オランダではGNPの〇・一%、それからドイツでは〇・六%、フィンランドでは一%というふうに出ています。いずれにしても物すごい数字がこ

の障害によつて起きているわけです。そう考えますと、障害で四日以上、四日以上ですからね、これだけぐらい休むか分かりませんが、腰痛の方が六割を超えて大きな損失になっていることは間違いないと思います。

それでは、社会福祉施設における腰痛災害の現状についてお伺いいたします。

○政府参考人(半田有通君) 平成二十四年の全産業における労働災害発生件数は十一万九千五百七十六件でございます。このうち腰痛災害の発生件数は四千八百三十二件となつてございまして、約四%を占めてございます。

一方、社会福祉施設における労働災害発生件数は六千四百八十件でございます。このうち腰痛災害の発生件数が九百五十七件と約一四・八%を占めてございます。全産業と比べますと、労働災害全体に占める腰痛の割合が社会福祉施設では非常に高くなつてきていることが分かるところでございます。

○山口和之君 いずれにしても、この社会福祉施設、介護が主な人材だとは思いますが、その方々の腰痛というのが非常に多く出ていると思えます。ましてや、増えているということになっていますけれども、社会福祉施設に対して腰痛対策をどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(半田有通君) まず、腰痛予防対策でございますが、これにつきましては平成六年に策定しました職場における腰痛予防対策指針というものがございまして、これに基づき、主に重量物を取り扱う事業者に対して啓発指導を行つてきたところでございます。このような中で、近年、高齢者介護などを行う社会福祉施設の腰痛発生件数が大幅に増加してきていると、こういったことを踏まえまして、第十二労働災害防止計画でも腰痛予防対策を重点対策の一つとして位置付けたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、昨年六月に先ほど申し上げました職場における腰痛予防対策指針

を改訂いたしました。次のようなことを盛り込んでございます。まず、各事業場において、一つには、移乗介助時にリフトなどを用ひまして人力で抱え上げないなどの作業方法の見直しを行つていただくというのを入れてございます。二つ目といたしまして、腰痛予防のための教育をやつていただく。三つ目といたしましては、リスクアセスメントを実施していただく。こういふことなどを盛り込みまして、事業場を対象とします講習会の実施によりこの対策の普及、定着を図るというのをやつてございます。

あわせて、リーフレットの作成等を行ひまして周知啓発を行つてございます。

さらに、介護サービスを行う中小企業事業主が介護福祉機器などを導入した場合や腰痛健康診断制度などを導入した場合、こういった場合に中小企業労働環境向上助成金というものを支給することによりまして、事業主による腰痛対策を促進しているところでございます。

○山口和之君 ありがとうございます。

田村大臣の方から、多分これ全国でやりなさいということで一斉に、一斉というか、全国で始まつた指導であると思つています。非常に自分としては評価しておるんですけれども、ただ、ちよつと時間が短かつたり、研修の内容、でも、ないよりはもう全然ましな話で、こういうことを積極的にチャレンジしていかないと、労働者は使ひ捨てではないので、一緒になつて改善していくということがとても大事です。これが慢性疼痛に変わつていくと、もうその方の人生そのものが大きく変わつてきてしまひますし、そういうことから考えると、あるきつかけの段階で防御する意味でも、田村大臣が出された研修会については評価いたします。

ただ、実はTHP、この前話をしたときに、会場からもTHPの話は、トータル・ヘルス・プロジェクトというんですけれども、これは職場において健康に働きましようという話をしたときに、あのときは委員の中からほとんど機能して

いないよという話がありましたけれども、THPが六十三年に出たときには鳴り物入りのデビューでした。これはすばらしい、これは世界に誇れるような健康指導であるというふうになつていんですが、補助金がなくなつた瞬間にすつと引く状態になりました。いわゆる根付かない状態のまま進んでしまひました。絵に描いた餅が絵に描いた餅のまま少し終わつていくような雰囲気になつてしまひました。もしそれをしっかりとした支援をして全国に根付かせていたら、また日本の労働災害の雰囲気も大きく変わつてきたのではないかなというふうに思います。

自分がヨーロッパに視察に行かせていただいたときには、まだ議員ではありませんでしたけれども、以前行つたときには介護施設でリフトを使つていないところが非常に多かつた。日本はほとんど使つていない。何で使つていないかというところ、少ない介護の人材で物すごいスピードでいろんなことをやらなきゃいけない、特に自立を支援するよいうな介護、しっかりとした介護をやるうとすると、手間暇がいっぱひ掛かるんです。そう考えてくると、もう時間がないからリフトを使つていられる暇はない。リフトはほこりをかぶつて袋がかぶせてあるような状態のところの施設は幾つも見てきました。これは、元々人員配置の問題もありまして、最低基準でやつていられる施設も非常に多いということと、そこに対しての経営者側の視点が少ないと、腰痛に対する。

自分が視察しましたところでは、ちよつとどこの国を回つたときのことを見たか、お聞きしたか忘れましたけれども、経営者、いわゆる雇用者が罰せられるんですね、腰痛になると、しっかりと指導をしていない。ですから、リフトはしっかりとしている、あるいは、自分は理学療法士ですけれども、産業理学療法士、理学療法士みたいなものがあつて、しっかりと指導をするというものがあつたりしてました。こは日本とやつぱり大きな違いのところだと思ひます。この前の努力義務と義務化と同じかもしれないけれども。

介護の現場で腰痛になるということは、これから百万人増やしていく介護労働者をどう支えていくかということになったら、大きな問題であることは間違いないと思っています。労働人口は減っていきます。しつかりと、労働される皆さんと、それから経営される側と、それと健康を支援する国が一体となって支援していかなければならないと思っています。ましてや、これから高齢の方々についても、正式な介護労働者になるかどうか分かりませんが、手伝っていたかどうかというふうな雰囲気を持っている以上、この問題については本気で取りかかっていた方がいいと思います。

田村大臣には、せっかく研修会、全国でスタートしていただきましたけれども、より一層力を入れてこの分野を支援していただきたいと思っています。大臣にお伺いしたいと思っています。

○国務大臣(田村憲久君) 労働災害含めていろいろな統計資料を見ていると、やはり福祉施設では圧倒的に腰痛が多いということで、十分な教育もなかったであろうと。それは、要介護者の体勢を変えるときにちゃんとした要するに体勢で変えなければそれだけで腰痛が起こっちゃう。つまり、ちよつとした力の入れ方で腰痛というのは起こるわけでありまして。その専門であられますからよく御理解いただいておりますことだと思っております。

そういうことを考えたときに、やっぱりこれは何かしなきゃならぬという話でございまして、これ二十五年度から始まった十二次防に関しましてもこの部分は重きを置いておるわけでありまして、今言われました腰痛予防対策指針という中においても、この作業の仕方でありましてか教育、こういう部分が重要であるということになっておるわけでありまして、やはり講習会をこれは全国でやっていかなきゃならぬと。

この講習会に関しては、これぐらいの人数というお話もありますが、しかしそれは各事業所の方々が来ていただいて、その事業所で広げていた

だくという意味でやっておりますので、そういう意味では、我々としては意味のあるものにしていかなきゃならぬと思っておりますし、しつかりと内容もこれからも精査していかなきゃならぬわけでありまして、それを生かしていただいで、ほんのちよつとしたことでも変わってくるわけでありまして、福祉施設でのやはり腰痛というものを減らしていただきたい。リフト等々もありませんし、更に言えば、これからのいろんな介護ロボット、アシストスーツ、そういうものも、これは介護する側にとつてもそういうようなものが今出てきておりますから、そういうものの利用というののも一つかも知れません。

いずれにいたしましても、これから百万人、二〇二五年に向かつて、介護従事していく方々、人数増やしていかなきゃいけないわけでありまして、この中において、今言われたように、腰痛とすることも介護できないという話になれば、これはもうすごい損失であります。ノウハウを持つている方がそれでできないわけでありまして、そういうことをなるべく少なくしていくように、我々しつかり教育も含めて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口和之君 日本は超高齢化社会、世界で最速で高齢化社会を迎えています。介護は大事な一つの支援策ですけれども、これは世界の見本にならななきゃいけない、本来であればそうならななきゃいけないことです。

そう考えていくと、従来の対応の仕方ではとても減っているとは思えない。ここは少し、思いっきり力を入れていただきたいところだと思えます。ましてや、昔、特別養護老人ホームあるいは介護施設のところではほとんどベッドで寝ていた時代、その時代は、ほとんど介護のところで、ベッドの上での介護ですから、それほど腰痛発生というのにはなかつたですけれども、最近は車椅子に座りつ放しというのがありますけれども、それをしつかりとした自立支援の介護を行おうとするならば、更にこれは腰痛の数は物すごい数になります。

す。

講習だけではなくて、一歩踏み込んだ現場の場面の指導、あるいは早い段階での治療ということをしつかりやっていかないと、これはもう労働産業としては非常に問題が起きると思っております。是非、田村大臣の時代にしつかりとした体制を整えていただければと思います。

本日はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

ブラック企業にはびこっている固定残業代制度についてお聞きをしたいと思っています。

今、居酒屋チェーンなんかで、これを悪用して正当な残業代を支払わない手口が広がっております。こういう会社は、募集の段階では長時間労働を前提にした賃金を所定内賃金であるかのように示して、労働者は入ってから初めて気が付いて、余りのひださに辞めてしまふかあるいは我慢して働き続けるかと、こんなことが強いられております。

厚労省にまず聞きますが、固定残業代制度を採用して、三六協定を上回る残業をさせながら固定分を超えた残業代を一切支払っていないような場合は、どのような法令違反になりますか。

○政府参考人(中野雅之君) 一般論でお答えいたしますが、固定残業代制度を採用いたしまして、定められた時間数を超えて時間外労働を行わせたにもかかわらず差額の割増し賃金が支払われていないとすれば、時間外の割増し賃金の支払について定められた労働基準法第三十七条違反となるわけでございます。また、労働基準法三十六條の協定で労使が定めた延長時間以上に労働者に時間外労働をさせているのだとすれば、法定労働時間を定めまして労働基準法第三十二条違反となるというところでございます。

○小池晃君 具体例ですが、北海道の田井自動車という消防車両などを製造している企業の雇用契約書とそれから給与の明細の書類、昨日厚労省に渡ししましたので大臣も御覧になっているかと思

ます。これは、雇用契約書では給与の中に残業代が入っていることは明示されていません。ところが、十九万円という給与の中に実際には固定残業代六万三千元が含まれている、それが給与として明細として出ております。

この会社の三六協定では、残業上限月四十二時間、年間三百二十時間、特別協定は結ばれていない。それなのに、多い人で月百八十六時間、大半が百時間を超える残業を強いられてきた。みんな消防車を造るという仕事に熱意を持ってきたので、それで頑張ってきたというふうに労働者は言っているんですが、過労死基準オーバーの状況でありながら、固定残業代制で月六万から八万円以上は一度も支払われたことが、会社は正時代からある会社らしいですけれども、一度も支払われていないというんですね。

元々、この会社の基本給二十万円で、固定残業代は二万円だったんだけれども、労基法違反になるということを知って、基本給を五万円削つて残業代に移したと。その結果、基本給は職能給を含めても北海道の最賃並みなんです。余りにも賃金が低いということで労働者が組合をつくつて、固定残業代の実態はこれ基準内賃金だということで、実労働時間分の残業代を求めて今闘つています。

厚労省にお聞きしますが、こういうふうに固定残業代を超える残業をしても支払わないような企業に対して、やっぱりこれは対応が必要だと思いませんか。この間、サービス残業防止通達、いわゆる四・六通達が出されましたが、こういう固定残業代制を隠れみのにするような手法に対する規制も含めて、サービス残業防止策はその後のように発展しているんでしょうか。

○政府参考人(中野雅之君) 厚生労働省におきましては、平成十三年に御指摘がありました労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準を定めて、その後も平成十五年に賃金不払残業総合対策要綱を定め重点的な監督指導を実施するなど、賃金不払残業防止に向けて取

組の強化を図ってきたところでございます。

固定残業代制度につきましては、それ自体が労働基準法に違反するものではなく、また採用しているからといって賃金不払残業が必ず生じるものではないことから、そのみに着目して監督指導を実施しているわけではございませんが、固定残業代制度を採用し、定められた時間数を超えて時間外労働を行わせたにもかかわらず差額の割増し賃金が支払われていないといった事実を確認した場合、これまでも是正指導を行ってきたところでございます。

賃金不払残業は、労働基準法に違反する行為であることから、固定残業代制度の採用の有無にかかわらず今後とも厳しく指導していきたいと考えております。

○小池晃君 先日の予算委員会で我が党の吉良よし子議員が質問して、大臣も未払残業事案の中の固定残業代制については調べるというふうに答弁をされていると思います。現実には、ブラック企業で行われている固定残業代制の多くがサビラス残業になっていて、過労死を招くような長時間労働を招いております。

固定残業代制度そのものが悪いわけじゃないんだと言われども、私、この問題の背景をもっと深刻に考える必要があると思っております。単なる未払残業という問題にとどまらないと思うんですね。まず第一に、見かけ上の高賃金という虚偽で労働者を誘引する、そのことに利用されております。それから第二に、基準内賃金をこのことで低く抑えることで残業代の単価を低く抑える、そのことで残業時間を更に増加させるということにつながっております。それから、固定残業代を多くすることで過労死ラインを超えるような残業をしても別途の残業代が発生しない、そういう非常に過酷な労働を招くようなことにつながっております。

大臣、やっぱりこの固定残業代制度というのが長時間過密労働や過労死の温床になって日本の職場をむしろ悪くしているという実態が生まれてきてい

るというふうに思うので、やはりこの際、固定残業代制を取っている会社の実態調査を行うべきではないか。かつて、電機協会の職員の類似裁量労働制の実態調査を厚労省やつてくださいますと、それがサビラス残業の是正通達につながったという経過もあるというふうに聞いているんですね。やはり今これが広がっている、その中で実態はどうなっているのか、固定残業代制度の問題について調査して、調査に基づいてやはり必要な歯止めも掛けていく、規制もしていくということを検討すべきじゃないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) 先般、吉良議員から御質問をいただいた件に関しては、これは労働基準法第三十七条に違反した事業場の中で固定残業代、これを採用していたという事業所の数について今調査中でございます。今調査の最中でございますので、また結果が出ればお知らせをさせていただきます。

この固定残業代制度であります、これ自身は、今も局長から話がありましたけれども、制度が違反ではないわけでありまして。今委員がおっしゃられたように、じゃその中で残業代分、つまり残業時間分がどれくらいあるか、こういうことを書面で明記していないこと自体がこれは駄目でございますので、こういう案件があれば、これはしっかりと指導していかなくやならぬという話になると思います。

併せて申し上げれば、これは一般論でもありませんけれども、三六協定等々を申し出られる場合には、これは窓口でしっかりと指導しなくやならぬと思っておりますし、あわせて、やはり月四十五時間以上、これ時間外、休日労働等を課するような可能性のある、おそれのあるような企業に対してはしっかりとこれも対応していかなくやならぬというところでございます。

ただ一方で、固定残業代制度自体がもう既に多くの事業所等々が使っている部分もございますし、違反しておればそれは当然のごとく適切に対

応して、場合によっては厳しい対応をしていかなくやならぬというふうに思っておりますけれども、しかし、これ自体をどうするんだというのはなかなか難しいところがございますし、全てに関して調査をするというのはなかなかこれまた難しいこともありますので、今現状、吉良議員から御要望いただいた部分に関してしっかりと調査をさせていただいて、結果をお示しをさせていただきたい、このように考えております。

○小池晃君 私は、労基署の定期監督とか労働相談などを通じて、重点的にやっぱり問題意識を持って、労働時間が把握しにくい、労働者の側が自覚しにくい、どれだけ残業をやらされているかというのはいくらも分かりにくい、そういう中で結局サビラス残業を生み出す温床になっている面、あると思うんです。やっぱり、今言ったような形での調査分析、可能だと思しますので、是非これ取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、生活保護制度の問題で、ホットラインの設置ということについて聞きます。福岡市が、今年度予算で生活保護適正実施プログラムの中で生活保護についての専用の通報窓口、生活保護ホットラインを設けようとしていますが、市民から生活保護受給者に関する不正行為の情報の提供に対応することなどを目的にしております。

これ、福岡市だけじゃなくて、調べてみたら全国で一斉に同じような動きがあつて、さいたま市、京都市、それから大阪では寝屋川市、守口市、東大阪市、松原市、枚方市、大東市、門真市、これいろいろと取り寄せてみると、なぜか、どこの自治体で作られているチラシやポスターも同じようなせりふが並んでいて、収入を得ているのに報告していないのではとか、財産を隠して受給しているのでは、必要のない治療を受けているのではなど書かれていて、このような疑いのある情報をお待ちしていますと。何か、どこかにひな形があるんじゃないかなというふうにも疑うよう

な感じなんです。厚労省に聞きますが、生活保護の受給について市民に情報提供を求めるホットラインのような業務の根拠になるような通知、法令、厚労省出したことあるんでしょうか。

○政府参考人(岡田太造君) 御指摘のホットラインは、生活保護制度の適正な実施の観点から、生活に困窮されている方の情報や生活保護の不正受給に関する情報などについて市民からの情報提供を求めるために設置しているものと承知しています。

厚生労働省としては、このような事業の根拠になる法令とか通知を発出はしておりません。しかし、ホットラインを開設しない自治体にありまして、実態として市民などから福祉事務所に様々な情報が寄せられているというようなこともございますので、この中で自治体独自の取組としてホットラインを設置し、市民から情報を求めているものと理解しているところでございます。

○小池晃君 福岡市議会での我が党議員の質問に対して市の保健福祉局長は、アルコールやギャンブルによる生活の乱れがあるのではないかとといった情報を受け付けたというふうに答弁をしているんですが、しかし、そもそも一体どの家庭が生活保護を受給しているのかというのは、これは守秘義務掛かっているから分らないはずなわけで、それなのにそういう世帯についての情報を求めるというところは、言わば想像や予断に基づく情報を求めるということになるわけですね。私、こんなことに公金使っているんだろかというふうに思います。何か正当化されているようですけど、こういったことはやっぱり是正するべきじゃないですか。

○政府参考人(岡田太造君) 通報された情報に基づきまして、実際の保護の実施の決定であるとか、そういうものに関わりましては、それは事実関係をしっかりと確認した上で当然行われるべきものだというふうに考えておりますが、ホットラインの設置につきましては、生活保護制度の適正

な実施の観点から自治体の体制整備の一環として行われる取組であり、厚生労働省としては、それ自体が不適切だとは考えておりません。

○小池晃君 私は、やっぱり不正受給の是正だとして密告を市民に強いるような、そういう社会でいいんだらうかというふうに変な疑問を持ちます。

国連の人権規約委員会でも、日本に求めているのは生活保護受給手続の簡素化です。そして、生活保護受給に伴うスティグマの根絶です。今回のようなやり方というのは、むしろこの指摘に逆行すると。

それから、何かうまくいっているかのような答弁あったけれども、実際聞いてみると、ホットライン設置した自治体ではほとんど電話は掛かってきていないというんですね。これが実態だと。

私は、むしろ、今ケースワーカー一人で担当している生活保護世帯は全国平均で九十三世帯ですね。都市部はもっと多いわけですよ。これではまともなチェックも自立支援もできるはずないと思います。不正受給の根絶、それはもう確かに不正受給はあつてはなりませんから、手だて必要ですけど、だとすれば、こんな形で密告電話をつくるなんじゃないかと、やはりケースワーカーの増員こそ必要ではないか。大臣、やっぱりこういうやり方ではなくケースワーカー増やすと、そういう方向で全力を挙げるべきじゃないですか。

○国務大臣(田村憲久君) この調査権限の強化等は、先般成立をさせていただきました改正生活保護法の中でこれは位置付けたわけでありまして。一方で、今言われたケースワーカーを含めて人員の問題でありまして、やはりそれは生活保護を受給されておられる方々の自立も含めていろんな支援もあるわけでありまして、これはやっぱり増やしていく方向性があるということで地方交付税の上において今算定をしておる、これは若干ずつではございますけれども増やしてきておるわけではございまして、これからの必要な人員を確保して

いくために我々としては要望してまいりたいというふうに思っております。

○小池晃君 若干ではなくて大幅にやらなきゃいけないし、こういう本筋の行政こそやるべきだということを重ねて申し上げます。

同一建物への訪問診療報酬大幅カット問題、引き続き、前回もやりましたが、今日は報酬の大幅カットに加えて、配付をしておりますが、この通知でこういう訪問診療に係る書類を添付せよということ厚労省は今やり始めているんですね。

この訪問診療料二に関わる算定ことに、患者一人につき一枚ですから、週二回訪問していたらば月八枚、それが患者さんの数必要になつてくるといふ本当に煩雑な事務ですよ。訪問診療の診療報酬を四分の一にするという前代未聞の大幅カットに加えてこんな事務作業を押し付けるって、何でこんな嫌がらせのようなことを厚労省はやるんですか。

○政府参考人(木倉敬之君) お答え申し上げます。

高齢者の方が多く入居されている住宅等で、その患者の紹介等があり、あるいは紹介料を払った上で、通院できるけれども、そういう患者も含めてこういう訪問診療を行っているケースがあるということ、報道もありましたが、国会でも御指摘いただきました。

中医協での御議論の中で、そういう不適切な事例に対しましては、同一の建物で複数の方を訪問診療する、そういう場合への評価は先生御指摘のように引き下げるべきだと。それから、その算定をする場合にもきちんとやっていたかどうかということとを担保しなきゃいけないということで、その訪問診療の診療時間、診療の場所、患者さんということとをきちんと分かるような記録を残していただくというふうなことが必要だという指摘をいただきました。

訪問診療はそもそも通院困難な方に行うべきこととでございますから、これまでも安易に算定してはならないということを指導しておりますが、

今回の記録書、この問題につきましては、このような御指摘を踏まえまして、きちんとレセプトにその方の記録を添付したりその訪問した施設の記録を添付していただきまして、これは保険者さんの方にも回るものでございますから、きちんとこれを確認をしていただきたいと、そういう趣旨で行っているものでございます。

○小池晃君 前回も指摘したけれども、何でこの書類に要介護度、認知症の日常生活自立度を書かなければいけないのか。これ全く関係ないじゃないですか、訪問診療の診療請求事務に。何でこんなことを入れるんですか。

○政府参考人(木倉敬之君) お答えを申し上げます。

今お配りをいただきました記録の一番上の方を御覧いただきますと、要介護度であるとか認知症の日常生活自立度あるいは訪問診療が必要な理由ということを記載をしていただく欄を設けてございます。

これは、その訪問診療が必要な理由を記録に残していただきたいという中で、対象の患者さん、通院困難かどうかを見る場合に、要介護度あるいは認知症の自立度が高い、例えば四以上のような場合には、一般的にはやはり通院困難であろうということが考えられると思います。それで、事務的にも、こういう記録を残す場合に簡素にするためにも、四以上のところに丸が付いた場合は必要な理由欄を書かなくてもいいというような事務連絡も同時に流させていただいてるところでございます。

また、これは先般も御答弁させていただきましたが、要介護度が低い場合であっても、やはりこれは通院困難なこういう理由があるということがある場合には、ここに記載をしていただきまして適切に訪問をしていただきたいと、そういう趣旨でございます。

○小池晃君 簡素化というんだつたら、こんな書類作らないのが一番いいんですよ。それで、しかもこれ、今伝送のフォーマットも

ないというところで、これをわざわざ別に紙で届けなきゃいけないわけですよ。だから、もう現場からは、これは支払側も含めて、これ大変だという声が今上がってきています。

実際の請求には関係のない書類ですよ、これはつきり言つて。不適切事例のチェックというのであれば、地方厚生局に報告求めているわけですから、こういったことをきちつとやれば私はいいいいというふうに思うんですね。何でわざわざ医療機関にこういう新たな負担を求めなければいけないんだらうかと。

大臣、診療報酬の大幅削減、これ強行されましたけれども、先ほど議論ありましたが、これは直ちにやつぱり実態を見て見直す必要があると思ひます。しかし、少なくとも、火に油注ぐとか、もう怒りを更に広げるようなこんな書類作成については、私は、経過措置設けるなど、やつぱり実施を見合わせて検討し直すべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(田村憲久君) 発端は、マスコミ等々で報道されました、悪質な一施設等々で多くの方々の訪問診療をやられて、場合によっては手数料、ビジネスみたいなことが行われておると、こういうことがあつたわけでありまして、見直すということになつたわけでありまして。

中医協の中でいろいろと御議論をいただいたわけでありまして、やはりポイントとしては、住まいという形の中で住まわれている中において、本来は通院できる方が受けてもらつては困るわけでありまして、訪問診療はあくまでも通院できない方が受けるサービスでありますから。そのような意味で、やはりちゃんとそれが分かるような形で今回の書類をお願いしておるわけでありまして、ただ、これ、例えば患者氏名書くのが面倒くさければ、それはコピーを使つていただければいいわけでありまして、いろんなやり方があると思ひます。

あわせて、簡素化の部分も含めてこれは検討はさせていただきたいと思ひますが、いずれにいたしましても、今般、もしこれで本当に必要な方々

が医療が受けられないということになればこれは大変でございますから、我々もしっかりとそこはいろんな情報を収集させていただきながら、そのようなことが起こればどのような対応か、これから検討させていただきたいと、このように考えております。

○小池晃君 少なくとも、この書類については撤回していただきたい。これはやっぱり見合わせて、ちゃんといいやり方考えないと、とにかく電子請求との関係でも大変現場は混乱するということです。

それから最後、ちょっと時間の関係でもうこちらは言うだけにしますが、原爆症認定訴訟の大阪地裁に続いて、厚労省、昨日、熊本地裁の三名についても控訴しました。これ、高齢の原告に更に苦しみを強いる非人道的な控訴には断固抗議をしたいというふうに思います。

大臣は、先日この委員会で私の質問に、上級審の判断を仰ぐと言ったけれども、実際、大阪地裁では三名、今度の熊本でも二名については控訴していないわけですね。新基準に照らして却下した合計五名を認定すべきだと司法判断下ったわけで、その司法判断を厚労省は受け入れたことは間違いないわけですよ。やっぱり少なくとも、この五名については認定の誤りがあったということじゃありませんか。

だとすれば、やはりこの司法判断と行政の乖離を埋める、そのためには、今回の両判決を受けて、少なくとも今の原爆症の認定行政については私は見直すべきだ、認定基準を見直すべきだというところを改めて申し上げて、質問を終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。ちょっと質問の順番を入れ替えさせていただきまして、人口減社会、少子高齢化のことについて、まずそちらの方から質問させていただきたいと思います。

昨日、読売新聞、ちよつと資料二、三と付けさせていただきますけれども、読売新聞の朝刊で、二一〇〇年には人口五千万人割れ、少産多死

で社会は一変していく、国土の六割が無人になっていく、そういう記事が出ておりました。

二〇一二年の合計特殊出生率ですけれども、一・四一であります。東京では一・〇九というふうになっておりまして、四十七都道府県で最も低いような状況になっております。

これから二〇二〇年のオリンピックもありますし、東京一極集中というものが更に更に加速していくというふうにしておりまして、この東京一極集中が加速することによって更にこの少子化が進んでいくのではないのかというふうに危惧をいたしております。

出産適齢期の女性が地方から東京へと移住していけばいくほど子供の数が減少にどんどんと拍車がかかっている。将来的には地方が消滅していくのではないのかと、そういう危惧をしておるんですけれども、大変難しい問題とは思いますが、この少子化対策と都市への人口集中の関係についてどのように厚生労働省として考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(田村憲久君) 今、東京というおつしやり方されました。都市部に東京のみならず人口が集まるという傾向があるわけでありまして、地方部は高齢化とともに人口が減っていくという現状があるわけでありまして。

これは、若い方々がやはり主に都市部に集まる、東京を中心というところで、それは幾つか理由があるんだと思っております。例えば、大学等々で東京に來られて、そのまま東京の水になじんで生活されて働かれるという場合、それから、そもそも雇用の方がやはり東京等都市部に集まっているというところで、地方部から働くという意味で都市部に集まってこれらると。集まってこれれば当然若い人たちが増えるわけでありまして、そこで結婚ということも起こってくるわけでありまして。

もちろん、今、結婚の年齢が後ろの方に動いていっているというものもありますが、しかし、結婚をしてもなかなか、若い人たちはたくさん集まってくるんですけれども、十分に保育の場が提

供できていないというのが東京を始めとする待機児童問題でありますから、そのような意味からすれば、対処法としては、今、待機児童解消加速化プランをやっておりますけれども、こういうような形で子供たちを、働きのがらみと仕事と子育てを両立できる、そういうような環境をつくる。

一方で、企業等々でも両立支援をしつかりやっていたら、子供の小さいうちは短時間勤務等々、併せて育児休業の取得、こういうこともやっていたらいいことがあろうと思っております。これは、保育だけではなくいろんな環境整備をやらなきゃならぬと思っております。

しかし一方で、そもそも働く場がない。地方では保育所も逆に定員が空いておるといような現状もあるわけでございますから、地方で生活すれば子供たちも保育所に預けられることもできるということになれば、地方にどうやって雇用をつくっていくのか、それから、どうしても東京が楽しいというようなイメージも、今は、最近価値観変わってきてまして、逆に地方でという若い人たちが多いようでもありますけれども、しかし、東京は楽しいという、一般的に都会は楽しいという若い方々へのイメージはあります。

そういうものに対して、地方がやはり魅力を持った地域づくり、町づくりというものをしっかりとやっていただきながら、雇用の場の提供と併せて、地方に若い人たちがやはりしつかりと根付いていただく、そういう環境をつくっていくということも必要でありますから、我々厚生労働省、労働分野でありますけれども、そのような形で基金等々も含めて対応も今させていただいておるわけでありまして。

なかなかこの問題、何か一つやれば解決するという問題でもございません。厚生労働省だけではなくて、国の省庁が力を合わせる、さらには地方自治体も含めて力を合わせる中において、国づくり、地域づくり、これをやっていくことには解決していかない問題だと思っておりますから、

そのような問題意識の下でこれからも厚生労働省として取り組んでまいりたい、このように考えております。

○東徹君 田村厚生労働大臣、ありがとうございます。本当にやっぱりしつかりと認識していただいているんだということで、改めて思いまして。

やはり、東京一極集中が加速していくことによって更に更に地方が壊滅していくような状況になっていくというふうな認識というのは、非常に私もこのことも視野に入れないで少子化対策もやっぱり考えていかなければいけないだろうというふうに思います。非常に解決策というのは難しいです。もちろん厚生労働省だけで取り組める課題ではないというふうにも思っておりますが、是非とも我々も含めてしつかりとこのことに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

続きまして、報道によりますと、日本製薬工業協会に加盟しておった七十社と子会社二社が二〇一一年度に医師や医療機関に提供した資金の総額が四千八百二十七億円ありましたという報道がありました。その主な内訳でありますけれども、研究開発費用に二千四百七十一億円、研究室への奨学寄附金や学会への寄附金五百四十億円、医師個人への講師謝礼金、原稿執筆料二百七十億円、医師を集めて講演会等四百二十八億円、接遇費などに百十五億円というふうな報道でありました。

このように、製薬業界から医師に極めて多額の資金が流れているという慣行が古くからあって、これは新薬開発研究における不正や医薬品価格の高額化につながっていくものというふうにも考えることができます。また、現在の医療費の財源構成では約二六%が国費であるということから考えますと、国民の税金が製薬業界から医師へ渡されていく、そういった資金の原資になっているというふうなことが言えます。

厚生労働省としては、このような製薬会社と医師との間にこういった慣行があるということをは

正すべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) これ、民間資金であろうと公的資金であろうと、一定程度やっぱりは研究開発費というのには必要でございまして、民間資金は駄目だというようなことを言うつもりはございません。ただ一方で、そのお金の入り方、透明性、こういうものをしっかり担保しないと今般いろいろ起こっておるような事案が出てくるわけありますから、ここが重要な点であろうと思います。

日本のみならず海外でも同じような問題意識がある中において、米国でも、二〇一〇年だったと思いますけれども、医療保険改革法の中においてサンシャインアクト、要するに情報を公開していくという方向であつたわけでありまして、これはもう二〇一三年からですか、公開しなければならなかつたものが、どうも二〇一四年の九月ぐらいまでまだ公開が延びておるとこのようであります。

それぞれ各国でいろんな悩みを抱えながらこの問題が進んでおるようでありまして、我が国では日本製薬工業協会においてこの情報の公開というものが始まつております。そういう意味では、まだ情報が限定的でございしますが、しかし、これも二〇一三年分に関しましては二〇一四年度、今年からでありますけれども、研究者名まで含めて公開をするというふうな、そういう方向性でございしますから、かなり進みつつあると思います。

しかし、これは自主的なものでありますけれども、更に透明度も含めていろんな努力をされるということでありまして、これを我々も見守りながら、やはりしっかりと透明性を担保して、国民の方々に、どういふような形でお金が流れておるのか、そしてどのような研究がその結果行われておるのかということも含めて、ちゃんと信頼得る情報の下でこの研究というものが行われるように、我々もしっかりこの状況を見守りさせていただきながら、もし問題があればその時々でしっか

りと対応させていただきたい、このように考えております。

○東徹君 今回の余りにも多額な、七十社と子会社二社合わせて四千八百二十七億円というのはすごい金額だというのが一つです。よく委員会でも問題出ましたけど、ノバルティスの不正問題もありました。やっぱりこういった資金が流れていることがこういった不正問題にもつながっているのではないのかというふうにも思っております、更に透明化ということをしていく必要があるというふうに思います。

続きまして、診療報酬の改定に関する質問をさせていただきます。

今年の診療報酬改定において、治療目的以外でうがい薬のみを処方する場合、これを保険適用除外にすることで医療費の抑制につながるということとであります。医療用のうがい薬と市販品との間で成分や効能が変わらないのに、医療用は保険適用のため患者から見れば価格が安くて、そして安易な病院受診につながっているというふうにも考えられます。特に、病院等での受診についての時間コストの低い高齢者、現役世代の医療費の自己負担割合は低いということもあつてその傾向が見られるのではないだろうかというふうに思うところとあります。

まず、今回の、一定の場合におけるうがい薬の保険適用除外について、国費負担、どのようなことになるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(木倉敬之君) お答え申し上げます。

今御指摘のように、治療目的でないうがい薬のみの処方につきましては、本来医療保険で対応するべきでない予防目的の使用など、こういったものを適正化するために、今回、二十六年の改定におきまして除外をするということにしたところでございます。

医療費への影響でございしますが、予算編成過程でこれを決定した際の得られるデータ、うがい薬のみを処方しておるような処方箋のデータ

から推計をいたしますと、国の負担、国庫の負担で約六十億円程度の節減になるのではないかとこのように推計をしております。

○東徹君 うがい薬、そういうことになったというところですけれども、私が前に、休日になつたと打撲したことがありまして、湿布薬をどこかにないかなと思つたら、近所のおばちゃんからいっぱい湿布薬をもらったことがありまして、一人だけなのかなと思つたら、いや、私も湿布薬ある、もうこれからは湿布薬買わぬでいいからねとか言われるぐらい湿布薬をすくもつたことがあるんですが、この湿布薬についてもこれ、何かうがい薬と似たような傾向があるんじゃないかなというふうに思うんですが。

この湿布薬について、これちよつと、本当に一人や二人じゃないんだろつと、これ全国的にもこういった傾向があるんじゃないのかなというふうに思つていらっしゃるんですが、これ厚生労働省としてどのようにお考えになられていらっしゃるでしょうか。

○大臣政務官(赤石清美君) 東委員にお答えいたします。

うがい薬の件は先ほど保険局から説明がありましたけれども、委員御指摘のような湿布薬などの医薬品を保険適用除外することにつきましては、まず治療に必要な医薬品についてはあくまでも保険適用で行うというのが前提であります。今後の具体的な検討事例があれば、必要な医療が行われなくならないか、あるいは患者の負担がどのような増加するかといった観点から、内容を慎重に検討した上で適切に対応していきたいと思っております。ちなみに、前回の改定では、ビタミン剤を単なる栄養剤、栄養補給目的での投与について除外することを行っております。

今後、こういったことも含めて、あと残薬の問題については、この処方や調剤を行う段階で医師や薬剤師などが残薬を徹底することにより、過剰な薬剤の交付にならないように努めてまいりたいと、このように考えております。

○東徹君 実際は、恐らくもう相当な湿布薬を過

剩にもらつておるお年寄りというのがやつぱりたくさんいるんだろつというふうに思うんですね。是非、これもやつぱり医療費が掛かつておるわけですし、そういったものが家にたくさん眠つていてというような状況がやつぱりあるというふうな御認識の下、是非検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、在宅医療についての質問をさせていただきます。

先ほども出ておりましたけれども、在宅医療におきまして仲介業者が医療機関や医師に対して有料老人ホームなどの高齢者施設を紹介し、その見返りとして診療報酬の一部などから手数料を受け取るいわゆる患者紹介ビジネスについて、過剰な医療行為が行われているという可能性が高くて保険財政の面からも問題が多いというふうに考えますが、厚生労働省としてはこのことについてどのように対処されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(木倉敬之君) お答え申し上げます。

国会での御審議もありましたし、中医協でも各地の実例報告を受けて御審議をいただいたわけでございますけれども、今御指摘のように、高齢者の方が多く入居されている住宅、集合住宅等におきまして医療機関に紹介を行われる業者の方がいらつしやると、そしてその際に医療機関の方から患者紹介料をお渡しをする、そういうふうな患者紹介ビジネスが行われていて、今のような不適正な事例を生んでいる可能性があるのではないかとこのことがありました。

このため、今回の診療報酬改定におきましては、これは医療機関の方に対するものとして、同一建物で同一日に複数の患者さんに診療を行った場合というのはその評価を適正にさせていただく、引き下げるということをさせていただきまして、また、医療機関がこういうふうな紹介料で自分のところに患者さんを引き付ける、誘引するということのようなことは患者さんの選択等を妨げるもの

でございますので、こういうことで患者紹介を受けることは療養担当の規則において禁止をするということの措置をとらせていただいたというところでございます。

○東徹君　これ、私も医者さんからちよつと相談を受けたことがあって、確認したら、そういう実態があつたのかというふうにちよつと実は改めて思ったことがあります。それはやっぱり、そういう高齢者が集まっている住宅とか施設、そういうところ、訪問診療に行くことによって、非常に効率のいい診察ができて、非常に報酬もたくさん得られるんだらうというふうな話が聞いたことがありまして、これはちよつと問題だらうなと。私も都道府県の方に、ちよつとこういう実態、きちつとこれ調べることでできないんですかというふうなことで質問したら、それはできないんです。

今日は、資料一、診療報酬明細書を付けておりますけれども、患者氏名だけしかなくて、住所欄とかそういうところがやっぱり書かれていないんですよ。だから、これちよつとたまたまなんです。先ほどの質問からして、私も、ほかの委員の先生の資料を使うのもちよつと何かよくないのかもしれないが、訪問診療に係る記録書というこれを見まして、ああ、これを付けて診療報酬の請求をすれば、先ほどの田村大臣の答弁ではないですが、これだつたらちよつとは不正受給というかこういつたことを防ぐことができるのかなと、こう思ひまして、このことについては非常に今回の改正について高く評価をさせていただきたいなというふうに思っております。

というところで、済みません、時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○福島みずほ君　社民党の福島みずほです。JALの整理解雇問題についてお聞きをいたします。

二〇一〇年三月二十六日、企業再生支援機構がJALに対して、支援決定に伴い買取り決定をい

たしました。その際、主務大臣の意見を聞かれ、厚生労働大臣は、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者との十分な協議の場の確保をお願いするとの意見を表明、さらに二〇一〇年八月三十一日、企業再生支援機構がJALに対する出資決定をしたときにも、当時の厚生労働大臣は、事業再生計画の実施につき助言、指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定などに配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いするとしております。このような意見を表明しながら、その年の二〇一〇年十二月三十一日にパイロット八十一名、客室乗務員八十四名の整理解雇が行われました。厚生労働省はどのような監督指導をしていたんでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君)　個別の事案でもございますし、今、司法当局で係争中でございますので、コメントは差し控えていただきたいと思います。

○福島みずほ君　客観的に何やつたか教えてください。

○国務大臣(田村憲久君)　先ほど委員がおっしゃられたとおり、事業再生計画の実施につき助言、指導するに当たっては、関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮して、労働者との十分な協議の場を確保するようお願いする旨を意見を述べさせていただいたというところであります。

○福島みずほ君　全然役に立っていないんですよ。というのは、一つ、果たしてこの整理解雇が妥当なものであったのか、必要なものであったのか。これ、例えば客室乗務員の場合、二〇一一年三月末までに計画では四百二十名体制にするとしていたわけですが、裁判の中で明らかになつて

いるように、整理解雇の時点で既に四千四十二名になつていて、それから、整理解雇後、自主退職者が二百十八名出ている。整理解雇なんてやる必要なかったんですよ。厚生労働省、どうですか。関係法令の遵守と協議の場の確保、されたん

ですか。この整理解雇は必要だったんですか。この稲盛さん、当時日本航空の稲盛会長は、経営上、整理解雇はしなくてもよかつたと言つています。不必要だったんじゃないですか。これ、厚生労働大臣だから聞いているんですよ。不必要だったんじゃないですか。

○国務大臣(田村憲久君)　なかなかコメントしづらい、決定も含めて我々が関与していたことではなかつたことでございますので、我々の政権が関与しておつたことではなかつたのでなかなかお答えづらいわけでありまして、係争中でもございまして、コメントは差し控えていただきたいと思います。

○福島みずほ君　いや、厚生労働省だから聞いているんですよ。整理解雇、必要なかったんですよ。だって、もう辞めているんですよ。必要ないじゃないですか。だつたら思い切つて言つてくださいよ、関係ないんだつたら。

○国務大臣(田村憲久君)　関係ないというわけではないわけでありまして、厚生労働省は行政の継続性があるわけでありまして、ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、個別事案でありまして、今、司法でまさに争われているところでございまして、担当省庁の行政である厚生労働省が大臣の口から何か申し上げるというわけにはいかないというところであります。

○福島みずほ君　重大な労働問題、労働事件に関して、厚生労働省、身を乗り出すべきじゃないですか。個別事案には答えられないことだつたら、全然労働者を守る厚生労働省にはならないですよ。

これは、例えば争議権が確立された場合、撤回するまで機構は三千五百億円の出資はできないと企業支援機構のディレクターが言つたことに關し、東京都労働委員会は、この発言は争議権投票を控えた組合員に対して投票をちゅうちょさせるに十分なものであり、組合運営に影響を及ぼすとして不当労働行為として認定し、会社側に謝罪文の交付を言っております。

これ、不当労働行為でしょう。こんなことをやつて労働基本権を制限して、圧力掛けて、そして解雇でいいんですよ。

○国務大臣(田村憲久君)　何度も申し上げますが、個別案件で係争中のことでございまして、今行政の立場である、長の立場である私から申し上げるわけにはいかないというわけでありまして。

○福島みずほ君　じゃ、裁判で争われていたら厚生労働省は何もしないんですか。それはおかしいですよ。これを不当労働行為と言わずして何を不当労働行為と言ふんですか。大臣、どうですか。

○政府参考人(中野雅之君)　御指摘ございました。不当労働行為制度においては、それぞれの労働委員会におきまして判断されることでございまして、その判断に委ねることが適切であると考えているところでございます。

○福島みずほ君　だけど、これ、はっきり争議権が確立された場合支援しないぞと言つたら、争議できないじゃないですか、実際。これ、不当労働行為だと認定されていて、労働委員会が謝罪文まで要求されている。これ、支援機構がやっているんですよ。問題じゃないですか。これに対して厚生労働省は、そんなのおかしいとかの時点で言うべきなんですよ。その都度おかしいやつぱり言うべきなんですよ。それを放置してきた責任は重大ですよ。

また、このパイロット八十一名、客室乗務員八十四名の整理解雇が行われましたが、そのうち現役組合役員、元組合役員はそれぞれ三十六名、四十五名です。これは組合潰しじゃないですか。これについていかがですか。

○政府参考人(中野雅之君)　先ほど申し上げましたように、そのような問題につきましては労働委員会が適切に判断する事項であるというふうに考えております。

○福島みずほ君　重大な労働事件であり、かつ支援機構もかんでいると。私はこれがほかの委員会だつたら言わないですよ。でも、厚生労働省なんだから、労働省なんだから、不当労働行為と言わ

れたり、その都度妥当かやるべきじゃないですか。だって、削減目標にはば達するぐらい辞めているわけだから、整理解雇 必要ないんですよ。不当労働行為をやつてまで組合員の人たちを本場に潰すとやつたのがこの事件じゃないですか。厚生労働省、身を乗り出してくださいよ。どうですか。

○政府参考人(中野雅之君) 先ほど来申し上げましたように、まず一義的には労働委員会の判断でございまして、本件につきましては、今その件につきましてはJAL側が不服申立てをし、東京地裁にかかっていると聞いておりますので、司法における判断を見守りたいと考えております。

○福島みずほ君 結局、厚生労働省、何もしないということじゃないですか。でも、人はほとんど年を取っていく。こういう問題に関してその都度やつぱりちゃんとやつてくたさいよ。

ILOフォローアップ見解、お手元に資料をお配りしております。ここで、JALは、パイロットで二百名以上、客室乗務員、これ人数が違うのは期間のあれで違いますが、当時、整理解雇は必要なかったんですね。そして、もう達していた、しかも不当労働行為までやつた、そしてその後、JALは、お手元に資料を配っておりますが、募集をしている、パイロットで二百人以上、客室乗務員で予定も含めて千七百八十人の新規採用をしております。

これ考えれば、更に二〇一〇年十二月三十一日に行つた整理解雇は不要だったんじゃないですか。

○政府参考人(中野雅之君) 繰り返しになります。個別の事案についてはコメントは差し控えたいて考えておりますが、一般論で申し上げれば、各企業がいかなる者を雇い入れるかにつきましては、法律その他による特別の制限がない限り原則として自由に行うことができるものと承知しております。

○福島みずほ君 だって、整理解雇四要件あるじゃないですか。ほかに手段がないということが

要件でしょう。にもかかわらず、当時、それがなければ会社の存立ができない整理解雇の四要件あるじゃないですか。どこ満たしているんですか。だって、当時、希望退職者も含めて辞めている。その後、これだけ新規採用している。どこに整理解雇をやる必要があるんですか。ばさつと整理解雇をやつて、ばんばん人を採用する、これを全部追い出して、そして整理解雇をやつて、新たにがばつと採用する、どこに整理解雇の要件があるんですか。

○政府参考人(中野雅之君) 御指摘の案件は、まさに現在、司法機関において係争中でありまして、コメントは差し控えていただきたいと思いますと考えております。

○福島みずほ君 厚生労働省は労働省なわけじゃないですか。労働省だから、労働問題について身を乗り出してください。裁判で言ってきた整理解雇の四要件、じゃ、これ満たしていますか。

○政府参考人(中野雅之君) まさにその点が現在、司法機関において係争中でございますので、コメントは差し控えていただきたいと思いますと考えております。

○福島みずほ君 その整理解雇をしなければ会社の存続ができないというのも整理解雇の四要件ですよ。他に手段がないことというのも整理解雇の四要件ですよ。でも、これって、もう既に希望退職者もいて、ほぼ満たしているんですよ、計画を。しかも、その後、たくさん採用している。これって整理解雇の四要件に当たらないでしょう。

○政府参考人(中野雅之君) 繰り返しになります。恐縮でございますが、まさにその点が司法機関において係争中でございますので、コメントは差し控えていただきたいと思いますと考えております。

○福島みずほ君 裁判やらない限り救済ができないんだったら、厚生労働省要らないですよ。どうですか。

○政府参考人(中野雅之君) 厚生労働行政、法に

基づいて行つておるわけでございますので、私も行政機関に与えられた権限の中で行政を展開していくことが我々の使命であると考えております。

○福島みずほ君 労働行政は労働者を守るために頑張ってくださいよ。その都度その都度ちゃんと動いてくださいよ。動いたんですか。

○政府参考人(中野雅之君) 一般論として、労働者の保護のために我々行政を展開するのは使命でございますが、ただいま先生御指摘の案件につきましては、司法機関においてまさに係争中でございますので、コメントは差し控えていただきたいと思いますと考えております。

○福島みずほ君 裁判やるのは、やむにやまれず、最後の手段ですよ。でも、裁判やつて、その結果を見守るんだつたら、厚生労働省要らないですよ。そういうときにおいても動くべきじゃないですか。そこで、何ができるのか。

ILOのフォローアップ見解をお配りしております。ここで、JALが、これは人数違うのは期間の問題なので、実際はパイロット二百名以上、客室乗務員が千七百八十名新規採用しているわけですが、予定も含めて、ILOの勧告では、JALが九百四十名客室乗務員の採用を行っていないが、企業が人員削減計画を行う際には労働組合との完全かつ率直な協議が確実に履行されること、今後の採用計画において、全ての労働組合との協議が確実に実行されることというのを明記をしております。

ILO百五十八条の解雇規制条約は、リストラで解雇された労働者には優先的に再雇用される権利があると規定をされています。ILOから見ると、解雇された労働者、整理解雇だといって解雇した労働者を放置しておいて日本航空が新規採用することは異常な事態だと映っていると思いませんか。

ですから、これからちゃんと労働組合と全部協議をして、そして新規採用するんだつたら、だって、JALの見解はやむを得ず整理解雇するとし

たわけだから、今ばんばん新規採用しているのもおかしいじゃないですか。新規採用するんだつたら、整理解雇やむなくとJALが言うんだつたら、その整理解雇した人から再雇用するということをやるべきで、そのことを厚生労働省、指導してくださいよ。どうですか。

○政府参考人(中野雅之君) 御指摘の事案については、個別企業の採用に係る問題でありますのでコメントは差し控えたいと考えますが、先ほど申し上げましたが、各企業がいかなる者を雇い入れるかにつきましては、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由に行うことができるものと承知しております。

○福島みずほ君 でも、これ整理解雇が本当に必要だったのか、不当労働行為じゃないか。そして、その後、新規採用をたくさんしている。整理解雇でやむなく辞めてくれ、整理解雇だといながらたくさん雇っているわけ、JALのやつていることは全く支離滅裂ですよ。こんなの、厚生労働行政から見たら許せないと思うべきじゃないですか。

だから、ILOは、全部承知をしながら、これから再雇用しろと、まあ再雇用しろとは書いていないですね、これから協議をしろと、採用計画において全ての労働組合との協議が確実に実行されるように。これはやつぱり再雇用するようにすべきじゃないですか。

じゃ、個別事案について答えないと言うので、一般論としてお聞きします。

整理解雇をした企業があります。でも、たくさん新規採用しています。整理解雇した人たちから新たに再雇用するように、労働組合、協議すべきじゃないですか。いかがですか。一般論です。

○政府参考人(中野雅之君) 解雇につきましては、労働契約法におきまして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でない場合は権利の濫用として無効とすると、こういうふうになつておりまして、具体的に裁判で争われる際には、委員御指摘のように、まずはその必要性、そして回

避努力、そして選定基準が合理性があるかどうか、そして労働者組合との協議が適切に行われているかどうか、こういった観点から総合的に判断されるものと考えておりますが、それぞれの個別の事情については、まさに個別の案件でございまして、それぞれの案件において判断がなされ、個々の実情に応じて判断がなされるものと考えております。

○福島みずほ君 いや、私、一般論として聞いているんですね。整理解雇をした企業がある、でも、その後、本当に間髪入れずというのか、非常に短い間に大量に採用している。まず、整理解雇はやむなくということだったら、やっぱりこれ、再雇用するような方向、少なくとも労働組合ときちんと協議すべきじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(中野雅之君) ただいまの御指摘の点は、まさに先ほど申し上げました中の解雇の必要性のところをどう考えるかというところでありますが、それを判断する際に、それぞれの個別の事情において判断がなされる事項でありまして、一般論としてもなかなかそこら辺は、今申し上げました以上のことは申し上げにくいことでございまして、個別にはいろんな事情がそれぞれのケースごとにありますので、それぞれの状況に応じて判断がなされると、こういう性格のものであると理解しております。

○福島みずほ君 厚生労働省だから、もうちょっと踏み込んでくださいよ。個別的事情を考慮してなんて、そんなの分かっていますよ。

でも、これって、整理解雇しながら、というか、私自身は整理解雇の要件はないと思います、不当労働行為だと思います。でも、整理解雇をした、その後大量に新規採用、たくさん採用している。だとしたら、このときの整理解雇したパイロットや客室乗務員、これは採用すべきじゃないですか。厚生労働省の立場からしたら、労働者の立場からしたら、労働行政からしたらそうじゃないんですか。

○政府参考人(中野雅之君) 一般的に、雇用の安定が図られたり、新たなまた失業者の方が職を得ることは我々が推し進めるべき政策、たとは思っておりますが、個々の案件については、まさに司法機関で争われている場合には我々コメントすべきではないと考えているところでございまして。

○福島みずほ君 ILOの勧告の最後は、今後の採用計画において、全ての労働組合との協議が確実に実行されることもまた期待するとしていいます。これを受けて厚生労働省はどう動くんですか。

○政府参考人(中野雅之君) このILOの見解につきましては、こういう見解がなされておりますが、これを受けまして、まさに期待すると言われているわけでございますが、この状況を踏まえて、個別については関係の労使のところが判断をなされていくべきものと考えているところでございまして。

○福島みずほ君 いや、期待すると言われていたんだしたら、期待に答えなくちゃ駄目でしょう。これ、政府に対して勧告出ているんですよ。当事者に任せる、裁判に任せるんだしたら、この勧告、無視することになるんじゃないですか。

○国務大臣(田村憲久君) 先ほどおっしゃられたILOの結社の自由委員会報告書であります。これは二十四年六月のものだと思いますけれども、これはJALに限らない一般論の指摘であるというふうな我々は受け止めていただいております。

その上で、正当な理由のない団体交渉の拒否等の不当労働行為に対しては、労働委員会へ救済を求めることができるわけであります。使用者と労働者との交渉が行われるために必要な措置が十分に講じられているということも含めて、これは追加情報提供としてILOにこちらの方から送っておるわけであります。

○福島みずほ君 いや、大臣、違うんですよ。これは、六十六パラグラフで、日本航空が二〇二二

年に客室乗務員の九百四十名の採用を行っていることからしてもという部分で、今後の採用計画において全ての労働組合との協議が確実に実行されることもまた期待すると、これはJALの問題で言っているんですよ。JALの問題で言っているんだとしたら、裁判に任せられていますというのは、このILOの勧告に当たっていないんじゃないですか。厚生労働省が例えばJALに対してちゃんと協議に応じないと言わなければならないですか、この勧告を受けて、どうですか、局長。

○政府参考人(中野雅之君) 御指摘の部分についての名宛て人は、直接政府に対して言われているものではないと理解しております。先ほど申し上げましたように、個々の関係当事者について述べられたものであると理解しているところでございまして。

○福島みずほ君 いや、でも、ILOに関して、日本政府はこれに関して尊重するという旨を出しております。これILOは、やはりそれは日本がILOに入っているわけですし、これを踏まえて日本政府として、とりわけ厚生労働省として何をするかというのを厚生労働省として考えるべきじゃないですか。

○委員長(石井みどり君) 時間を過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(中野雅之君) 先ほど来、このILO結社の自由委員会の報告については申し上げたとおりでございますが、いずれにいたしまして、このJALの問題につきましては、現在、司法の場で争われていることでございますから、その推移を見守りたいと考えております。

○福島みずほ君 また続けてやりますが、厚生労働省が裁判に係属中だということを理由にやらないんだしたら、厚生労働省要らないですよ。ILOの勧告を受けてちゃんと動いてくださいよ。JALに対して関係組合と協議せよと言わなければならない。整理解雇をやつていながら、というか、もう満たしているのに整理解雇をやりなが

ら、更に新規採用を大量にやっているんですよ。こんな整理解雇を許したら、どの会社だって整理解雇できちゃいますよ。こんなの厚生労働省も厚生労働委員会も許してはならないということで、質問を終わりますが、厚生労働省、ちよつと心を入れ替えて頑張ってくださいよ。よろしくお願いします。

○委員長(石井みどり君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(石井みどり君) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。田村厚生労働大臣。

○国務大臣(田村憲久君) ただいま議題となりました次代の社会を担う子ども健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国における少子化の進行、母子家庭及び父子家庭の厳しい経済状況等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備することが喫緊の課題となっております。

次世代育成支援対策推進法に基づく十年間の集中的、計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、いまだ少子化の流れは変わっており、子供が健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要です。

また、母子家庭及び父子家庭の親等が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子供が心身共に健やかに成長できるよ

う、そして、子供の貧困対策のためにも、これらの家庭の福祉の増進を図ることが必要であります。

このため、次世代育成支援対策の推進強化、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、次世代育成支援対策推進法の有効期限を十年間延長するとともに、一般事業主行動計画の策定、届出義務について、対策の実施状況が優良な事業主に対する特例措置を新たに設けることとしております。

第二に、都道府県等による母子家庭等への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定を整備するなど、母子家庭及び父子家庭に対する支援体制を強化するとともに、高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援を強化することとしております。また、父子福祉資金の創設等、父子家庭に対する支援を拡充することとしております。さらに、児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置を講ずることとしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日としております。次に、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

短時間労働は、子育て等の理由により就業時間に制約のある方が従事しやすい働き方であり、その数は雇用者全体の四分の一を占めております。また、基幹的な働き方をする方も出てくるなど、我が国の経済に果たす役割の重要性も増大してきています。一方、短時間労働者の待遇は必ずしもその働きに見合ったものとなっており、仕事に対する不満や不安を持つ方も多い状況にあることから、短時間労働者が納得して働くことができるよう、その待遇が改善されることが必要です。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、より一層、短時間労働者の均等・均衡待遇の確保と納得性の向上を図るなど、所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、通常の労働者と差別的取扱いが禁止される短時間労働者の対象範囲について、期間の定めのない労働契約を締結しているものという要件を削除し、拡大することとしております。

第二に、短時間労働者の待遇について、通常の労働者との相違は、職務の内容、人材活用の仕組みその他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないとの規定を設けることとしております。

第三に、事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、その雇用管理の改善等に関する措置の内容容について説明しなければならぬものとしております。

第四に、厚生労働大臣の勧告に従わない場合に企業名を公表する制度や、虚偽報告等を行った場合に過料を科す規定を設けることとしております。また、事業主等に対する国の援助について定めるとともに、指定法人である短時間労働援助センターの規定を廃止することとしております。

最後に、この法律案の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上が二法案の趣旨であります。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(石井みどり君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

一、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第一条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「認定一般事業主の表示等」に改め、同条第一項中「規定による」を削り、「次項の下に」及び第十五条の四第一項を加える。

第十五条の見出しを「認定一般事業主の認定の取消し」に改め、同条中「第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条」を「次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

第十五条の次に次の四条を加える。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業

主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定め

た目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することが

できる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

一 第十五条の規定により第十三条の認定を

取り消すとき。

二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるとき。

第二十六条第一号中「第十四条第二項」の下に「(第十五条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第二条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正）

第二条 母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第三章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第一章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第二章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第三章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第四章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第五章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第六章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第七章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第八章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第九章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第十章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）を「第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条―第三十一条）」とする。

第七部

厚生労働委員会会議録第八号

平成二十六年四月十日 【参議院】

第三条の次に次の一条を加える。

（関係機関の責務）

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡

婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

第四条中「母及び」の下に「父子家庭の父並びに」を加える。

第六条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない男子

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

五 配偶者が精神又は身体障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

第六条第六項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「とは」の下に「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」を加え、「の福祉若しくは」を「又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子」という。）をいう。第八条を扶養しているもの」という。をいう。第八条第二項において同じ。）の福祉又はは」に、「社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、その理事を」次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員」に改め、「過半数が配偶者のない女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加え、同項に次の各号を加える。

一 社会福祉法人 理事

二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める

もの 厚生労働省令で定める役員

第七条を次のように改める。

（都道府県児童福祉審議会等の権限）

第七条 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会） 都道府県知事

二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

第八条の見出しを「（母子・父子自立支援員）」に改め、同条第一項中「（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）」を削り、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条第二項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同項各号中「配偶者のない女子」を「配偶者のない男子」に改め、同条第三項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第九条第一号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、「（関し）」の下に「母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他」を加え、

同条第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第十條中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第一章中第十條の次に次の一条を加える。

(母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等)

第十條の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第十一條第一項中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同項第三号中「都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)」を「都道府県等」に、「次条第一項」を「次条」に、「策定する母子家庭」を「策定する母子家庭等」に、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改め、同項第四号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第十二條の見出しを「(自立促進計画)」に改め、同条中「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に、「あらかじめ、母子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」を「法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない」に改め、同条各号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条に次の四項を加える。

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に

関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七條各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七條第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 母子家庭に対する福祉の措置
第十三條第一項中「又はその扶養している児童」の下に「(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七條の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「当該の下に「配偶者のない女子が民法第八百七十七條の規定により扶養している全ての」を加え、同条第三項中「修学、」を「修学又はは」、「習得等」を「習得」に改め、「児童」の下に「前項の規定による貸付に係る」を加える。

第十四條の見出しを「(母子・父子福祉団体に對する貸付け)」に改め、同条中「母子福祉団体

を「母子・父子福祉団体」に、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるもの又はその」を「次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

二 前号に掲げる者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

三 第一号に掲げる者及び寡婦

四 第二号に掲げる者及び寡婦

第十七條の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業)」に改め、同条中「特別区を含む。以下同じ。及び又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令で定めるものであつて民法第八百七十七條の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」と総称する。)」を削り、「それらの」を「その」に、「日常生活等」を「日常生活」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしなければならない。

第十八條中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十九條中「第十七條」を「第十七條第一項」に改める。

第二十條中「母子家庭等日常生活支援事業」第十七條を「母子家庭日常生活支援事業(第十七條第一項)」に、「同条」を「同項」に改める。

第二十一條中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改める。

第二十二條第一項中「母子家庭等の」を「母子家庭の」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改める。

第二十三條中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「第十七條」を「第十七條第一項」に、「配偶者のない者で現

に児童を扶養しているもの」を「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」に改める。

第二十四條中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に、「第十七條」を「第十七條第一項」に、「ない限り」を「なく」に改める。

第二十五條中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第二十八條の見出し中「入所」を「入所等」に改め、同条中「母子家庭等」を「母子家庭」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、児童福祉法第六條の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

第二十九條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「雇用の促進」を付し、同条第三項を削る。

第三十條に見出しとして「(母子家庭就業支援事業等)」を付し、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第三号中「雇用情報」の下に「及び就職の支援に関する情報を加え、同条に次の二項を加える。

3 都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしなければならない。

第三十一條第一号中「の求職活動の促進とその職業生活の安定とを図るための」を「が、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する」に改め、「給付金」の下に「(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。))を加え、同条第二号中「の知識及び技能の習得を容易にするための」を「が、安定した職業に就くことを容易にする

ため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する」に改め、「給付金」の下に「(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)を加える。

第三章第三十一条の次に次の四条を加える。

(不正利得の徴収)

第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第三十一条の三 母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第三十一条の四 租税その他の公課は、母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(母子家庭生活向上事業)

第三十一条の五 都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務(以下「母子家庭生活向上事業」という。)を行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二 母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三 母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭

相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、母子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

第八章を第九章とする。

第四十二条第一号中「第十七条を」を「第十七条第一項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三 第三十一条の五第一項の規定により市町村が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

四 第三十一条の七第一項の規定により市町村が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

五 第三十一条の十の規定により市町村が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

六 第三十一条の十一第一項の規定により市町村が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用

第四十二条に次の一号を加える。

八 第三十五条の二第一項の規定により市町村が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用

第四十三条第一号中「第十七条を」を「第十七条第一項」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。

四 第三十一条の五第一項の規定により都道府県が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用

五 第三十一条の七第一項の規定により都道府県が行う父子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用

六 第三十一条の九第二項の規定により都道府県が行う父子家庭就業支援事業の実施に要する費用

七 第三十一条の十の規定により都道府県が行う父子家庭自立支援給付金の支給に要する費用

八 第三十一条の十一第一項の規定により都道府県が行う父子家庭生活向上事業の実施に要する費用

第四十三条に次の一号を加える。

十一 第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う寡婦生活向上事業の実施に要する費用

第四十四条中「及び第三号を」、第三号、第四号及び第六号から第八号まで」に改める。

第四十五条第一項中「及び第三号」を、「第三号、第四号及び第六号から第八号まで」に改め、「同条第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第二項中「及び第五号」を、「第五号、第六号及び第八号から第十一号まで」に改め、「同条第三号」の下に「及び第七号」を加える。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十八条の見出しを「(母子・父子福祉施設)」に改め、同条中「及び」の下に「父子家庭の父並びに」を加え、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第三十九条第一項中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同項各号を次のように改める。

一 母子・父子福祉センター

二 母子・父子休養ホーム

第三十九条第二項中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第三項中「母子休養

ホーム」を「母子・父子休養ホーム」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第四十条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第四十一条中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

第六章を第七章とする。

第三十六条第一項中「母子福祉資金貸付金」の下に「父子福祉資金貸付金」を加える。

第五章を第六章とする。

第三十二条第一項を次のように改める。

都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という。)に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 寡婦の被扶養者の修学に必要な資金

三 寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

第三十二条第五項を削り、同条第四項中「第一項において準用する第十三条第一項及び第三項を」、「第二項及び第二項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四条の下に(各号を除く。)」を加え、「同条に規定する」を削り、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び」を削り、「並びに」を「又は」に改め、「に掲げる資金を削り、「第三十二条第一項において準用す

る第十三条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において準用する第十三条第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを寡婦に貸し付けている場合において、当該寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得の中途において当該寡婦が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該寡婦の被扶養者であつた者が修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡婦の被扶養者であつた者に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

第三十二条第六項中「もの」を「寡婦又は母子福祉資金貸付金若しくは父子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体に」、「寡婦福祉資金貸付金」を「第一項及び第二項並びに第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付金(以下「寡婦福祉資金貸付金」という。))に」、「行わないことができる」を「行わない」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において準用する第十五条第一項及び前項に定めるもののほか、寡婦福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他寡婦福祉資金貸付金の貸付けに關して必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第一項中「日常生活等」を「日常生活に改め、同条第四項中「第二十二條第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する第二十二條第一項」を「第二十二條第一項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」に、「第十七條」を「第十七條第一項」に改め、同項を同条第五項と

し、同条第三項中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしではならない。

第三十四条第一項中「又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、を「又は母子・父子福祉団体」とあり、及び「に」、「及び母子福祉団体」を「及び母子・父子福祉団体」に、「寡婦」と、第二十六条中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」を、「寡婦」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第三十五条第一項中「前条を「前条第一項」に改め、同条第二項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第三号中「雇用情報、の下に」及び就職の支援に關する情報」を加え、同条に次の二項を加える。

3 都道府県は、寡婦就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしではならない。

第四章中第三十五条の次に次の一条を加える。

(寡婦生活向上事業)

第三十五条の二 都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に關する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

2 都道府県及び市町村は、前項に規定する業務(以下「寡婦生活向上事業」という。))に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしではならない。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 父子家庭に対する福祉の措置
(父子福祉資金の貸付け)

第三十一条の六 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七條の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他のこれに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。))に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
二 配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金
三 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない男子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの
2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間

間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該配偶者のない男子が民法第八百七十七條の規定により扶養している全ての児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学又は知識技能の習得の中途において当該配偶者のない男子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童(前項の規定による貸付けに係る二十歳以上である者を含む。))がその修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

4 第十四条(各号を除く。))の規定は、政令で定める事業を行う母子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「次の各号」とあるのは「第三十一条の六第四項各号」と、「又は第一号」とあるのは「又は同項第一号」と、「前条第一項第一号」とあるのは同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

一 配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

二 前号に掲げる者及び寡婦
5 第十五条第一項の規定は第一項から第三項までの規定による貸付金の貸付けを受けた者について、同条第二項の規定は第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体については、第一項から第三項まで及び第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付金（以下「父子福祉資金貸付金」という。）の貸付けを行わない。

7 第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において準用する第十五条及び前項に定めるもののほか、父子福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他父子福祉資金貸付金の貸付けに關して必要な事項は、政令で定める。

（父子家庭日常生活支援事業）

第三十一条の七 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に關する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしはならない。

3 第十八条及び第十九条の規定は、第一項の措置について準用する。

4 第二十條の規定は父子家庭日常生活支援事業（第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）について、第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援

事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二條第一項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、第二十三條中「第十七條第一項」とあるのは「第三十一條の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四條中「第十七條第一項」とあるのは「第三十一條の七第一項」と読み替えるものとする。

（公営住宅の供給に關する特別の配慮等）

第三十一条の八 第二十七條及び第二十八條の規定は父子家庭について、第二十九條第一項の規定は父子家庭の父及び児童について、同條第二項の規定は父子家庭の父について、それぞれ準用する。

（父子家庭就業支援事業等）

第三十一条の九 国は、前条において準用する第二十九條第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に關する調査及び研究を行うこと。

二 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に關する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「父子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、就職に關する相談に応じること。

二 父子家庭の父及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 父子家庭の父及び児童並びに事業主に對し、雇用情報及び就職の支援に關する情報の提供その他父子家庭の父及び児童の就職に關し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、父子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしはならない。

（父子家庭自立支援給付金）

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同條第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同條第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

（父子家庭生活上事業）

第三十一条の十一 都道府県及び市町村は、父子家庭の父及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務（以下「父子家庭生活上事業」という。）を行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に關する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の父子家庭の父及び児童に対する支援に係る情報

の提供を行うこと。

二 父子家庭の児童に対し、生活に關する相談に応じ、又は学習に關する支援を行うこと。

三 父子家庭の父及び児童に対し、父子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、父子家庭生活上事業に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしはならない。

本則に次の一章を加える。

第十章 罰則

第四十八条 第十七條第二項、第三十條第四項、第三十一條の五第三項、第三十一條の七第二項、第三十一條の九第四項、第三十一條の十一第三項、第三十三條第二項、第三十五條第四項又は第三十五條の二第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第六條第一項中「除く」の下に、以下この項において単に「四十歳以上の配偶者のない女子」というを加え、「同條第一項において準用する第十三條第一項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 四十歳以上の配偶者のない女子が民法第八百七十七條の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（次号及び第四号において「被扶養者」という。）の修学に必要な資金

三 四十歳以上の配偶者のない女子又は被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

の配偶者のない女子及び被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

附則第六条第二項中「において準用する第十三条第一項及び第三項」を「及び第二項」に改める。

附則第七条第二項中「において準用する第十三条第一項及び第三項」を「及び第二項」に、「第三十二條第三項」を「同条第四項」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項各号列記以外の部分中「母」を「母又は養育者」に、「第八号」を「第四号」に、「から第四号まで又は第十号から第十三号まで」を「第二号、第五号又は第六号」に改め、「養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当するとき」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号を第六号とし、第十三号を削り、同条第三項中「次の各号のいずれかに該当する」を「日本国内に住所を有しない」に改め、同項各号を削る。

第七条第一項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第九条第一項中「所得税法」の下に「(昭和四十年法律第三十三号)」を加える。

第十三条の二を第十三条の三とする。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

四 父又は母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

第二十八條の二第二項中「就業支援」を「生活及び就業の支援(当該支援に関する情報の提供を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第三項中「就業支援」を「生活及び就業の支援」に改める。

第三十條中「官公署」の下に「日本年金機構」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 第三条並びに附則第四条第三項及び第四項、第五条、第六条、第十一条並びに第十三条の規定 平成二十六年十二月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項の規定により委嘱されている母子自立支援員は、第二条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法(以下この条において「新法」という。)第八条第一項の規定により母子・父子自立支援員として委嘱されたものとみなす。

2 第二条の規定の施行前に旧法第十四条の規定により貸し付けられた旧法第十三条第一項第一号に掲げる資金については、なお従前の例による。

3 第二条の規定の施行の際現に旧法第二十条に規定する母子家庭等日常生活支援事業であつて次の各号に掲げるものに相当するものを行い、

又は休止している国及び都道府県以外の者のうち、同条又は旧法第二十一条の規定による届出をしているものは、第二条の規定の施行の日に当該各号に定める規定による届出をしたものとみなす。

一 新法第二十条に規定する母子家庭日常生活支援事業 同条又は新法第二十一条

二 新法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業 同項において準用する新法第二十条又は第二十一条

4 第二条の規定の施行前にされた旧法第二十三条(旧法第三十三條第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令は、新法第二十三条(新法第三十一条の七第四項又は第三十三條第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

5 第二条の規定の施行前に旧法第三十二條第一項において読み替えて準用する旧法第十三條第一項又は第三項の規定により貸し付けられた資金(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金に限る。)については、なお従前の例による。

6 第二条の規定の施行の際現に旧法第三十三條第三項に規定する寡婦日常生活支援事業を行い、又は休止している国及び都道府県以外の者であつて、同項又は同条第四項において準用する旧法第二十一条の規定による届出をしているものは、第二条の規定の施行の日に新法第三十三條第四項又は同条第五項において準用する新法第二十一条の規定による届出をしたものとみなす。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 平成二十六年十二月一日において第三條

の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この条において「新法」という。)の規定による児童扶養手当(以下この条において「新手当」という。)の支給要件(以下この条において「新支給要件」という。)に該当すべき者(第三條の規定による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件(以下この条において「旧支給要件」という。))に該当していない者に限る。)

2 前項の手続をとった者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十一日までの間に新法第六條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七條第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者(旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。) 同月

二 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者(旧支給要件に該当していない者に限る。) その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

4 第一項の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十三條の三の規定を適用する場合においては、同法第一項中「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十

六年十二月一日」とする。

(船員保険法の一部改正)

第五條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三條)の一部を次のように改正する。

附則第五條第九項中「第四條第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第二項第一号ただし書」に改め、同法第十條中「第四條第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第二項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第六條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十號)の一部を次のように改正する。

附則第五十九條第六項中「第四條第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第六十條第七項中「第四條第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第二項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項第六号中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

(生活保護法の一部改正)

第八條 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四號)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子家庭自立支援給付金」の下に「又は父子家庭自立支援給付金」を加える。

(社会福祉法の一部改正)

第九條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五號)の一部を次のように改正する。

子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第十四條第五項及び第六項、第十八條第三項及び第四項、第二十條並びに第二十一條中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 前條の規定の施行の際現に第二條の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第三十八條に規定する母子福祉施設を経営している国及び都道府県以外の者であつて、前條の規定による改正前の社会福祉法(次項において「旧法」という。)第六十九條第一項又は第二項の規定による届出をしていないものは、前條の規定の施行の日

に、同條の規定による改正後の社会福祉法(次項において「新法」という。)(第六十九條第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項に規定する者に対し、前條の規定の施行前に行われた旧法第七十二條の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分は、新法第七十二條の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十一條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一號)の一部を次のように改正する。

附則第十一條中「第四條第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第十五條中「第四條第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十號)第二十條の見出し並びに同法第一項及び第三項から第五項まで

二 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三號)別表第三

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一號)第八條の三

四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五號)附則第六條第二項

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十三條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一號)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第四條第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第四條第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三條の二第二項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

第六條のうち、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四號)第八條の改正規定中「及び」の下に「を」を加え、同法第七項中「第三十三條の十五の下に」「第三十五條第六項」を加え、同法第三十四條の十五及び第三十四條の十六の改正規定(同法第三十四條の十五第四項に係る部分に限る。)中「児童福祉審議会」を「市町村児童福

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条を「第十八条」に、「職業能力の開発及び向上等に関する措置（第十七条・第十八条）を「事業主等に対する国の援助等（第十九条・第二十一条）に、「第十九条・第二十一条を「第二十一条・第二十四条」に、「第二十一条・第二十四条を「第二十五条・第二十七条」に改め、第五章「短時間労働援助センター」（第二十五条・第四十一条）を削り、「第六章」を「第五章」に、「第四十二条・第四十七条を「第二十八条・第三十一条」に改める。

第十六条第一項中「もの（次項）の下に「及び第十四条第一項」を加える。

第五章を削る。

第四章第二節中第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条中「第二十二條第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條第一項中「第二十条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第四章第一節中第二十一条を第二十四条とする。

第二十條中「第二十四條」を「第二十七條」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九條中「第八條第一項、第十條第一項、第十一條、第十二條第一項及び第十三條」を「第九條、第十一條第一項及び第十二條から第十四條まで」に、「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条を第二十二條とする。

第三章第二節中第十八條を第二十一條とする。

第十七條中「啓もう宣伝」を「啓発活動」に改め、同条を第二十條とし、同条の前に次の一條を加える。

（事業主等に対する援助）

第十九條 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るため、短時間労働者を雇用する事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び助言その他の必要な援助を行うことができる。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 事業主等に対する国の援助等
第十六条の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、第六條第一項、第九條、第十一條第一項、第十二條から第十四條まで及び第十六條の規定に違反している事業主に対し、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第三章第一節中第十六條を第十八條とし、第十五條を第十七條とする。

第十四條第一項中「第十一條まで、第十二條第一項及び前条」を「前条まで」に改め、同条を第十五條とし、同条の次に次の一條を加える。

（相談のための体制の整備）
第十六條 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

第十三條の見出しを「事業主が講ずる措置の内容等（の説明）」に改め、同条中「から第十一條まで及び前条第一項」を「第七條及び第九條から前条まで」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、第九條から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第十五條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。）に関し講ず

ることとしている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

第十三條を第十四條とする。

第十二條第二項を削り、同条を第十三條とし、第十一條を第十二條とする。

第十條第一項中「については、職務内容同一短時間労働者」の下に「通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この項において同じ。」を加え、同条を第十一條とする。

第九條第一項中「第十一條」を「第十二條」に改め、「次項において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条を第十條とする。

第八條第一項中「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）を「職務の内容」に、「短時間労働者（以下）を「短時間労働者（第十一條第一項において）に改め、「当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもののうち」を削り、「もの（以下）を「もの（次条及び同項において）」に改め、同条第二項を削り、同条を第九條とする。

第七條の次に次の一條を加える。

（短時間労働者の待遇の原則）
第八條 事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）を、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。

第六章中第四十二條を第二十八條とし、第四十三條を第二十九條とし、同条の次に次の見出し及び一條を加える。

（過料）
第三十條 第十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十四條の前の見出し及び同条から第四十六

条までを削り、第四十七條を第三十一條とする。

第六章を第五章とする。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六條第一項の紛争調整委員会に係属している同法第五條第一項のあつせんに係る紛争については、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）
第六条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第二十二條第一項」を「第二十五條第一項」に改める。

平成二十六年四月二十四日印刷

平成二十六年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K